

# 太田南地区地域コミュニティ継続計画



平成29年3月

太田南地区コミュニティ協議会

## 目次

太田南地区地域コミュニティ継続計画策定のねらい	2
1、計画の対象地区の範囲	3
2、基本的な考え方	4
①基本方針	4
②太田南地区コミュニティ継続計画達成のための活動目標	4
③長期的な活動計画	7
3、地区の防災体制と組織	8
4、地区の特性	9
①自然特性	9
②社会特性	13
③防災マップ	14
5、防災活動の内容	22
①防災活動の体制	22
②平常時の活動	22
③発災直前（緊急時）の活動	23
④災害時の活動	23
⑤復旧・復興期の活動	24
⑥他団体との連携	24
6、実践と検証	25
①防災訓練の実施・検証	25
②防災意識の普及啓発と人材育成	25
③日常生活の防災（生活防災）	28
④計画の見直し	28
7、避難所運営計画	29
【太田中学校・太田南小学校避難所運営計画】	30
【県立聾学校避難所運営計画】	47
【太田南コミュニティセンター避難所運営計画】	63

### 太田南地区地域コミュニティ継続計画策定のねらい

太田南地区では太田南地区コミュニティプランの『人と環境にやさしい安全で住みよいまちづくり（防災まちづくり）』の方針に基づき、コミュニティ協議会、防災部会及び自主防災組織を中心に防災活動等を展開中であり、関係者各位の努力により、①防災拠点（広域避難所）の整備②学校との協働防災③地区防災力の強化等成果をあげている部分も多く見受けられる。しかしながらほぼ確実に発生が予想される南海トラフ巨大地震やその他自然災害発生時の対応に備えて太田南地区として何に取り組むべきか、地域としての支援体制はできているかといえばまだまだ不十分である。地域継続計画を中心とした太田南地区コミュニティ継続計画を地区住民の手で作成、実行することにより地区住民の自然災害に対する危機管理意識の向上と地区の共助力の醸成を目指します。以下太田南地区の防災上の今後の課題と対策等を挙げて地域コミュニティ継続計画策定の課題とする

#### 太田南地区における防災上の課題

	課題等	対象者	対策等
①	災害に対する危機管理意識の欠乏とそれに伴う自助・共助不足	地区住民	●生活防災の実践 ●地区コミ協活動への参加
②	地域コミュニティの維持	コミ協 (地区住民)	●地域継続計画の作成と実施 ●生活防災の実施
③	災害に対する事前対策	防災部会・自主防 (地区住民)	●地域の情報を記したマップの作成 ●地域継続計画の作成と実施
④	災害発災時対策と復旧・復興対策	地区住民 (防災部会・自主防)	●地域継続計画の作成と実施 ●避難計画・避難所運営計画の作成 ●緊急時対策(災害時対応・要援護対策)
⑤	他地区・関係部署との連携	防災部会・コミ協	●地域継続計画の作成と実施 ●避難計画・避難所運営計画の作成

以上より、太田南地区地域コミュニティ継続計画の策定の重点項目を次の四点とする。

**地域コミュニティ継続計画**

**避難所運営の手引き**

**地域の情報を記したマップ**

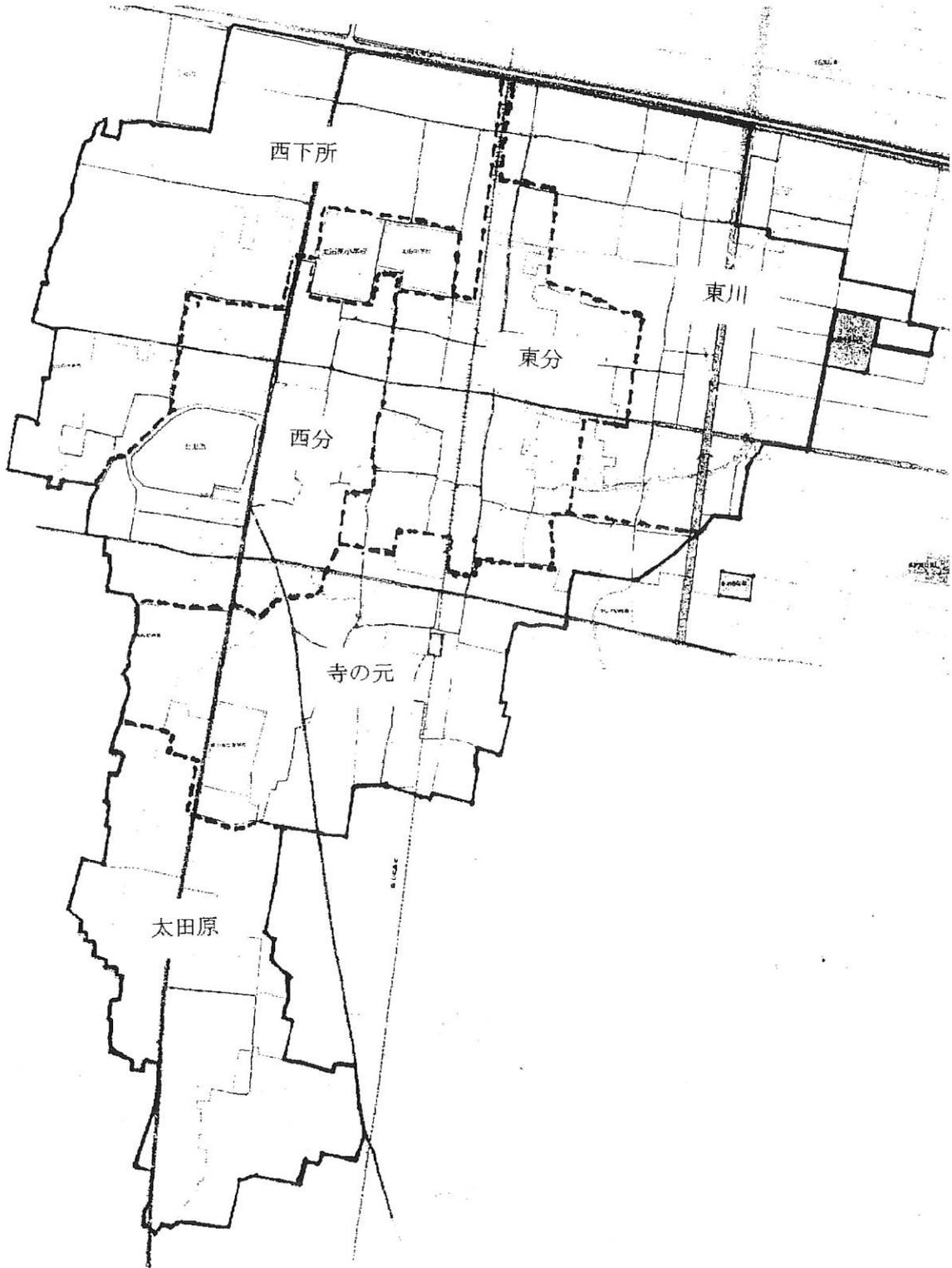
**生活防災**

1、計画の対象地区の範囲

計画対象人口14,761人、計画対象世帯数6,351世帯(29,1.1現在)

自治会加入率53.4%

六ブロック(東川、東分、西下所、西分、寺の元、太田原)包括組織



策)

## 2、基本的な考え方

### ①基本方針

『人と環境にやさしい安全で住みよいまちづくり(防災まちづくり)』の実践を目指して平成25年の災害対策基本法改正において、市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合にはまず自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になってくると指摘している。太田南地区ではこの方針のもと災害に対する一層の個人(家庭)の自助努力と太田南コミュニティ協議会の共助による防災活動を推進し、『人と環境にやさしい安全で住みよいまちづくり(防災まちづくり)』の完成を目指します。

### ②太田南地区地域コミュニティ継続計画達成のための活動目標。

(1) 地域コミュニティの維持⇒地域コミュニティの各メンバーが協力して、防災活動体制を構築し、災害時に強いまちづくりを目指します。平常時に地域コミュニティの維持・活性化の役割を分担し、災害時において地域で大切なことや大切なことを妨げる原因等を把握し、それぞれの役割により地域コミュニティの早期復旧を目指すため地域継続計画を策定します。

- 「地域防災力の向上」⇒防災活動により災害時の被害低減と被災後の速やかな回復を図る
- 「災害に強い仕組みづくり」⇒地区住民が一体となった防災・危機管理体制を構築し、それぞれの地区に直結した防災・危機管理体制(ブロック包括方式)により災害時に、より迅速な対応ができる体制とする。避難所・備品倉庫・備蓄品の拡充を図り災害時に備える。
- 「災害に強い人づくり」⇒自主防災組織の強化、災害時要援護者支援体制の充実、住民の防災意識の高揚、実践的な防災訓練の実施により、自助・共助の精神に基づいた地区における防災体制の確立を図ります。

(2) 各個人(家庭)の減災活動⇒住民のまち歩き等の実施により周辺区域の災害時の危険個所や有要個所の把握及び災害時最適避難経路の選定、耐震診断、改修の実施、家具転倒防止の措置等各個人(家庭)の自助による減災活動を進めていく。

- 「全員参加の防災活動」⇒コミ協関係者、防災関係者等組織の一部の住民だけで本地域防災計画を計画、実行してもあまり効果がない。一人でも多くの地区住民に本地域防災計画を理解してもらい、共同実行するようあらゆる機会を通じて普及・啓発活動を進めていく。最終的には地区住民全体が問題点を共用する組織になっていくことを目標にする。
- 「地区住民による防災マップの作成と周知」⇒地区住民によるまち歩きを実施し、自分たちのまちを改めて見つめ直し、災害発災時の危険個所や有要個所を把握し、避難時の最適経路を定める。地区住民による防災マップの作成と災害時における地区内の危険個所の把握とその対策についてコミュニティ協議会全体で協議し、対策を実施する。
- 「個人(家庭)の責務としての減災対策」⇒耐震診断、家具の転倒防止措置等個人の責務としての減災活動を地域全体で推し進める。

(3) 地区住民による被災時の避難計画及び避難所運営計画⇒大規模災害時に地区住民自らが避難計画を立て、避難所を立ち上げ運営できるように避難所運営計画を立案する。

●「地区住民による避難計画の実施」⇒近隣同士でたがいに声かけあいながら、地区住民が作成した防災マップの最適避難路を使い避難所に避難する。避難経路は常に避難訓練時に最適であるかどうか検証していく。

●「避難所運営計画」⇒原則として避難者自身が運営できるような簡潔なマニュアルとする。

●「発災時からの経過時間による運営計画」⇒発災時からの経過時間により運営計画の内容は大きく変化していく。各避難所別に発災～3日、3日～1月、1月～3月の発災からの経過日数ごとに簡便なマニュアルを作成する。

(4) 生活防災活動⇒自然災害発災時に減災効果があるような生活スタイル及び共助活動がスムーズにいくような生活防災を地区全体に広める。

● あいさつ⇒近隣、コミュニティの輪をつくり、共助が芽生え最高の防災・防犯活動

● 住居内外の整理整頓⇒落下防止、避難路確保

● 家族の外出先の相互確認⇒安否確認の軽減

● 徒歩・自転車の利用⇒まち歩き等による危険箇所や利用可能施設の把握

● 違法駐輪・駐車対策⇒道路閉塞の防止、避難路確保

● ゴミの減量⇒環境保全、地域全体の災害廃棄物処理能力のアップ

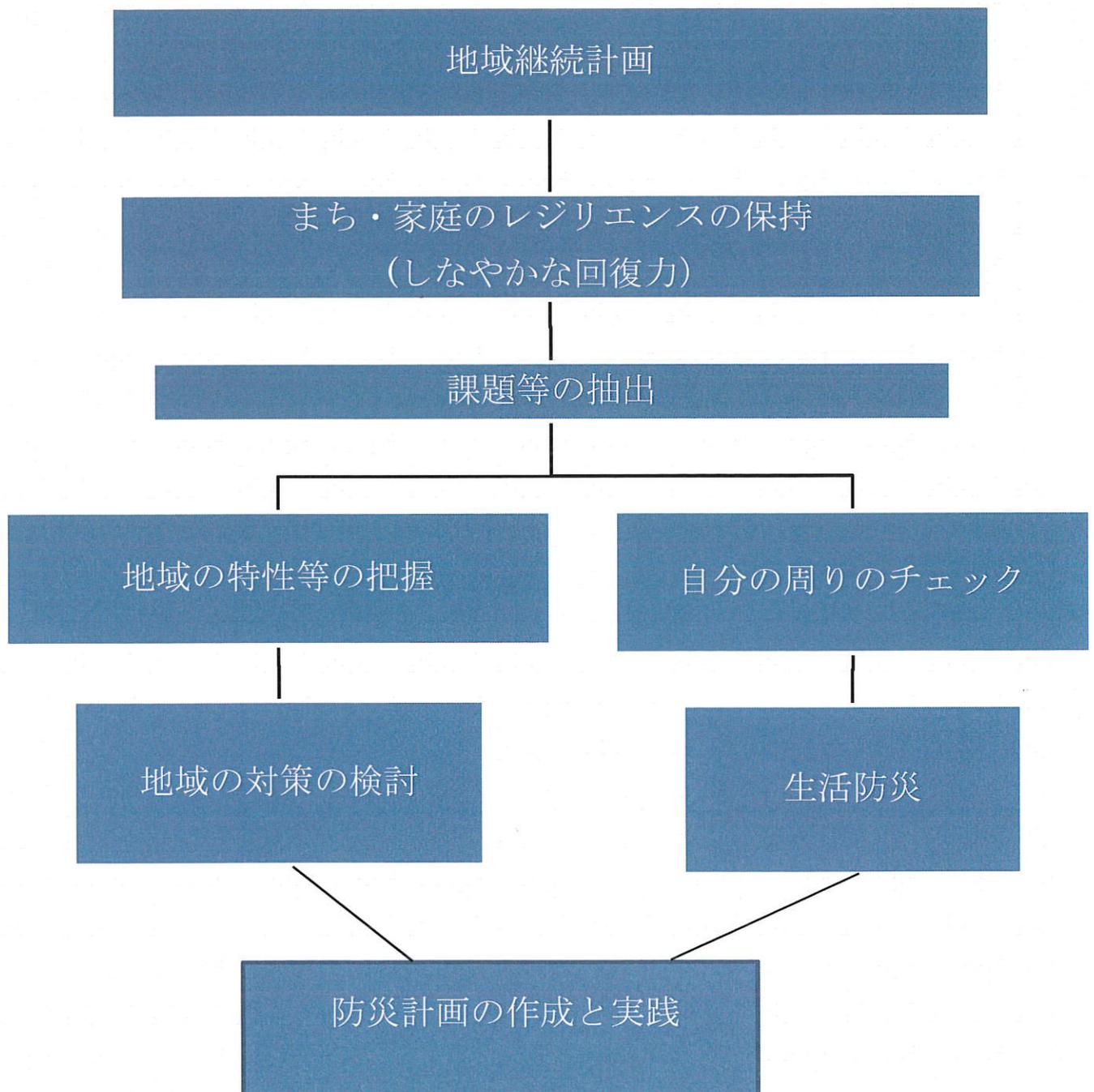
● 節水⇒供給能力に余裕、非常用水を貯めておく

● CO<sub>2</sub>排出量の減少⇒生活や生産活動時に伴うCO<sub>2</sub>排出量の削減は地球温暖化や異常気象の発生に歯止めをかける

● 節電⇒節電に伴い、発電施設を減らすことは環境保全及び防災上に有効である。



(5) 活動目標のまとめ➡太田南地区地域継続計画は各家庭の生活防災の実践と地区の特性に応じた対策の実施により効果的に継続することができる。



### ③長期的な活動計画

- 「地域コミュニティの維持」⇒②活動目標と同様に地域コミュニティの維持とさらなる活性化を求めて、あらゆる世代、職種、隣接するコミュニティ等と連携した防災・減災活動を推し進める。
- 「地区防災の次世代への継承」⇒学校（小・中）や地区子供会の防災学習、防災行事を協働で実施するとともに地域の伝統、文化を継承し次世代の地区防災の担い手を育成する。
- 「さらなる防災拠点の整備」⇒学校（太田南小、太田中、県立龔学校）、コミュニティセンターが主として地区の防災拠点になっているが、大規模災害時には避難所等の防災拠点が不足する。新たな防災拠点になるような箇所を施設、公園、神社、寺等を中心に検討する、一時避難所についても拡充する。地区内に大規模災害時において対応可能な医療施設も乏しく、トリアージ場所も含めて災害時の医療施設についても検討する。
- 「地区内企業との連携」⇒地区内の対応可能な企業、商店等と「地域防災協定」を締結し、平常時、災害時における互恵関係の維持に努める。
- 「隣接地区等他地区との連携」⇒隣接する地区と相互補完等を目的に連携し、災害時、平常時における互恵関係の維持に努める。また大規模災害時において当地区で受け入れ可能であれば避難者の受け入れ、救助応援等ができる体制を整えたい。平成28年8月～9月にかけては、仏生山地区、鶴尾地区の各自主防災組織の避難所運営図上訓練（HUG）の手助けを当太田南防災部会が実施した。

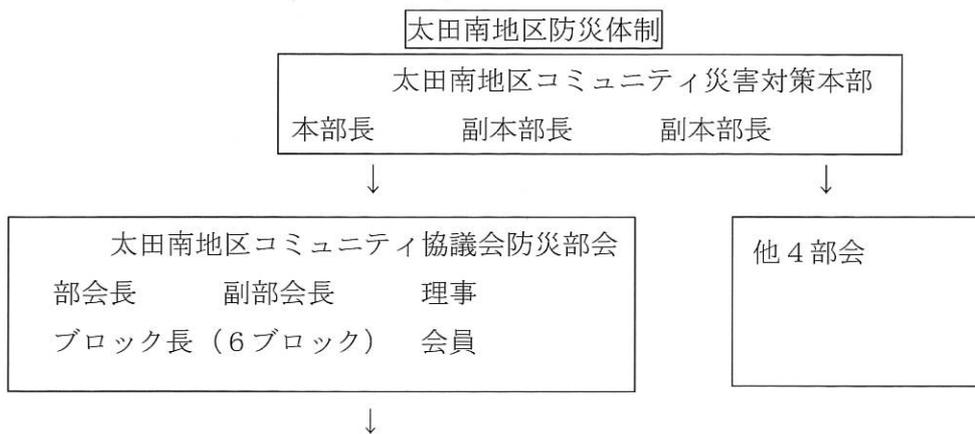
〈太田南地区防災部会による仏生山地区・鶴尾地区 HUG 研修手伝い〉



- 「要援護者対策」⇒太田南地区における各要援護者の存在場所を把握し、他部署（民生委員等他部会）と協議しながら要援護者一人あたりに複数の援護者が介助できる支援体制の確立を目指します。

### 3、地区の防災体制と組織

地区の防災体制をコミュニティ全体で支える体制及び地区住民全体参加の体制とする。



**太田南地区防災部会ブロック組織**

ブロック	自主防災会等	責任者等
太田原	太田原	ブロック長・副ブロック長
寺の元	寺の元、太田東町 太田本町、桃の木 県営太田団地 アルファパーク太田	ブロック長・副ブロック長
西分	西分中、西分出店 西分北、竹の鼻	ブロック長・副ブロック長
西下所	西下所、協栄、すがわ	ブロック長・副ブロック長
東分	東分中央、茶園北 太田南若葉、太田新町 東分南部・皿井、東分東 藤の木東、藤の木北	ブロック長・副ブロック長
東川	下城、鹿の井、松の元東 松の元西、サンフラワ ー、東川 下下所・東川北	ブロック長・副ブロック長

#### 4、地区の特性

##### ①自然特性

●「南北に長く、東西は比較的狭い」→当地区は東西方向は比較的狭いが、北の端は高松東バイパス～南の端は県道三木国分寺線の近くまで接近しており、南北方向が長い。地区内の東西を結ぶ主要道路は県道国分寺太田上町線のみで大規模被災時に当道路が通行不可能になった場合は地区内が南北に分断される恐れがある。被災時における道路の復旧優先順位、復旧方法等をあらかじめ検討しておく。地区内の東端、西端とも隣の地区がせり出したような形態になっており、大規模災害時には隣接地区との協働体制が不可欠である。隣接する地区協議会と災害時の対策その他防災上の課題等において十分な協議をする。

●「洪水災害対策の必要性」→旧田園地帯を中心に小さな用排水路が多く、流末処理も不安定な部分がある。大規模洪水時にはもちろんのこと少量の降水量でも浸水等洪水災害が起こりやすく、大規模地震災害とともに水害対策も地区の防災対策の重点項目とする。

地区内が南北に長い長方形地形のため北の端（高松東バイパス際）と南の端（三木国分寺線付近）では地盤の高低差があり、集中豪雨等の場合には南から北方向に一気に濁流等が押し寄せ、洪水災害の可能性がある。住宅密集地への流入量を減らすために、水路の維持管理と当該地点での水防活動を通常時から準備する。平成16年16号台風では当地区の多くで床下浸水等の被害を受けた。平成28年9月20日に発生した16号台風において高松市内で34, 5 mm/h, 100, 5 mm/日の雨量を記録したが、当地区の水路においてほぼ越流状態に近い水路が多かった。過去の水害体験より、高松地域に大雨警報が発令されたり、大雨の危険時には太田南防災部会有志、地区自主防会長等により、水害対策班を設け、見守り活動、洪水災害時の被害の拡大を防止するための活動を実施します。

〈平成28年9月20日 16号台風時の水路状況〉



●「住宅密集地が多い」→琴電太田駅を中心に木造密集地帯が多い。昭和56年以前に建てられた一軒家も多く、耐震診断、耐震補強の必要性をさらに周知するとともに倒壊した住宅が避難時等に大きな阻害要因になることを「防災まち歩き」等を



通じて検証していく

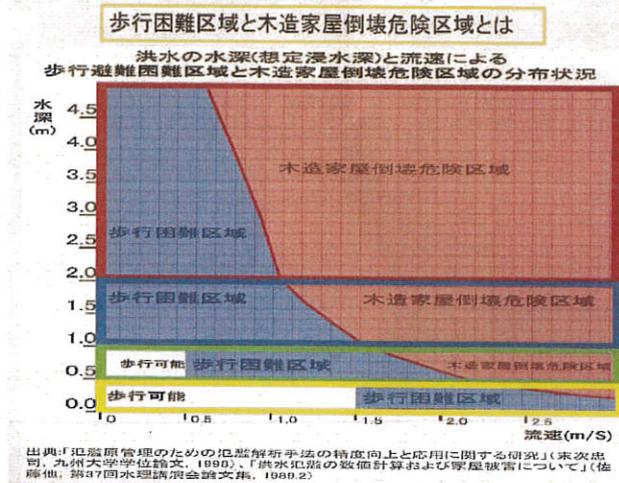
●「狭隘な道路が多い」⇒地区内のほとんどの生活道路は車の離合がやっとできる程度の広さで歩車道の境界もないところが大半である。大規模災害時等には倒壊家屋や用排水路等が阻害し、歩道としての機能も果たせなくなる危険性がある。平常時に被災時の生活道路の復旧方法、復旧優先順位等を検討し、被災時に備える。

●「ため池の存在」⇒地区内及び隣接地区にため池がある。大規模震災時において当地区内の道池の破堤を想定し、高松市土地改良課作成のため池ハザードマップ(道池)を参考に「まち歩き」を実施し、安全な避難方法等を確定さす。ため池管理者と連絡を密にしてため池に異常がある場合は地域とのスムーズな連絡体制を取るようにする。以下がため池ハザードマップ説明時に出た質問と対策である。

#### ため池ハザードマップ説明時に出た質問と対策

1、南海トラフ巨大地震等震度5弱～6強の地震が起こった場合、太田南小学校や太田中学校は道池破堤時の浸水域に入っているが、避難場所としては不適當ということか？

⇒ため池破堤時の歩行による避難困難区は浸水深(m)と流速(m/s)にて決定されている。従って当地区の場合は注意すれば避難所への避難は可能であるが、ため池破堤災害のみであれば浸水深が比較的浅いため垂直避難(1F～2F)が妥当であると考え



2、道池はできてるが近隣のため池で転落防止用防護柵が設置されてないが不安全では？  
⇒設置する方向でため池管理者等に働きかける。

3、地震時に破堤しないよう堤体の補強等ハード対策はできないのか？  
⇒堤体の基礎、ため池の底等の土の状態を調べて対策を講じることになるが、ため池管理者等を通じて香川県や高松市に働きかけるが、相当な時間と費用がかかると思われる。それまでは、地域の自主防を中心にため池管理者等との緊急時連絡方法、緊急時の避難方法等を検討する。

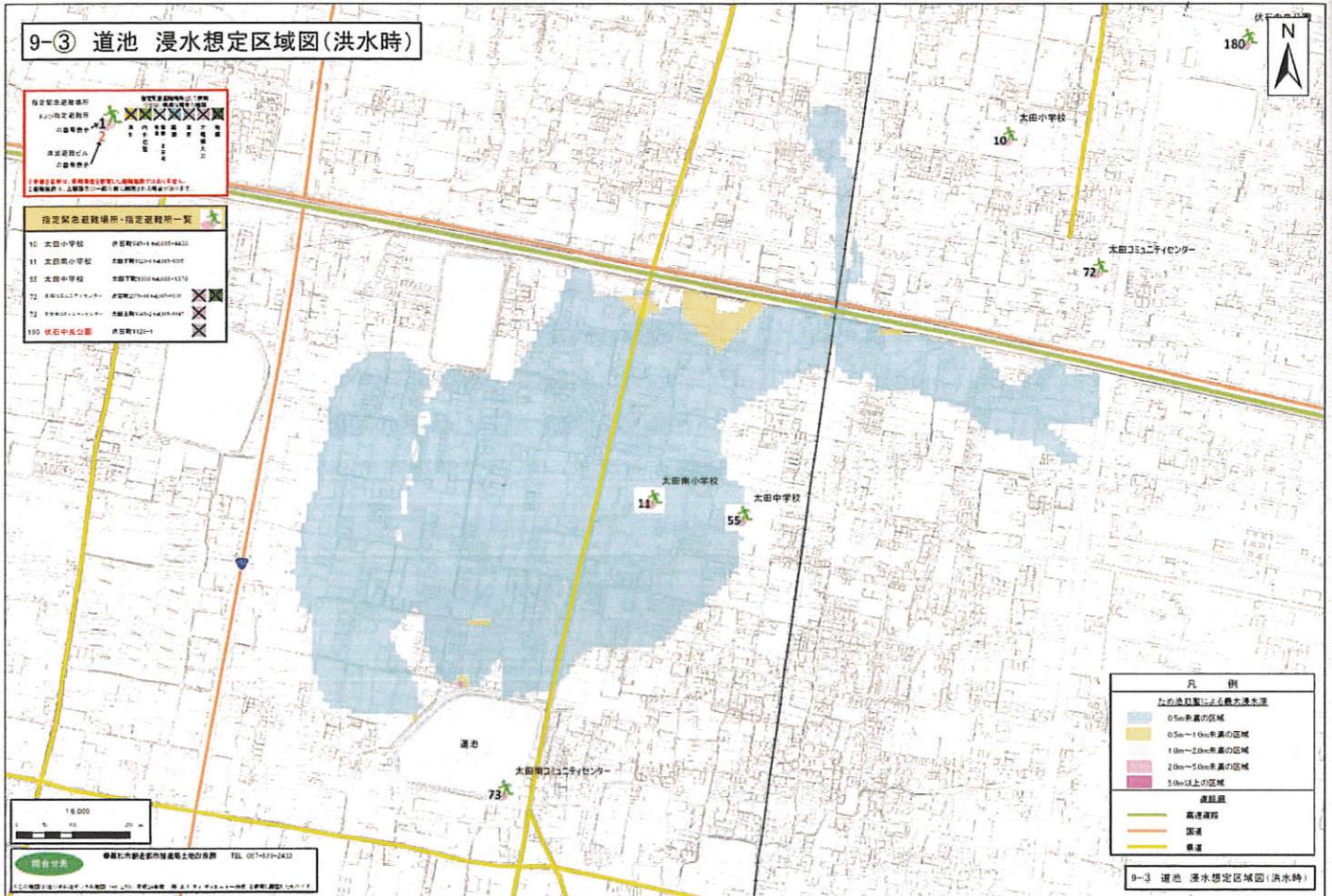
4、その他

(1) ため池ハザードマップはシュミレーション結果による1つの案である。従ってハザ

ードマップ上は浸水区域にはいってなくても浸水区域に隣接している区域は浸水区域と同様な対策等が必要である。

- (2) 道池ハザードマップでは道池の南側は道池破堤時に影響ないという結果になっているが高松市発行のハザードマップによると平池・新池・船岡池（総トン数約350万トン）等の各池が当地域の南側に存在するため池破堤時の浸水区域に入っている。このように香川県には約1、4万個のため池が存在するため、ため池の影響には常に注意を払うことが必要である。
- (3) 洪水時における浸水想定とは浸水区域内の河川、排水路等が満水状態を想定し、ため池をオーバーフローした越流水はすべて市街地に流れる考え方で道池の水位も常時満水位（FWL）より60cm高い計画洪水位（HWL）に設定されている。被災時の条件を最悪に考えるのが近年の災害対策の鉄則ではあるが、これは30年に一回の確立であり、地震時の浸水想定を一般的な考え方としてとらえるのが現実的では。

# 道池浸水想定区域 (洪水時)



## ②社会特性

- 「高松中心地区のベットタウンである」⇒高松中心地区から6～7Kmに存在する当地区は高松オフィス街のベットタウンとしての色彩が強い。転勤族も多く、数多くの中小マンション等が点在し、一時的な仮住まいと考へてる住民が結構多い。地区防災組織として地区包括防災組織を採用し、全世帯加入の防災組織とし、熱心な自主防災会が比較的緩慢な動きの自主防災会をリードする形で自主防災会の活性化を図りたい。昼間人口が少なく平日昼間時に大規模災害が発生した場合は災害救助の担い手が不足する。平常時から老若男女を問わず幅広い年齢層の活動員の確保に努める。
- 「学校との協働防災」⇒当地区は一部の熱心な協力者を中心に地域と学校の結びつきが強い。これらの良好な互恵関係をさらに進め、学校を単なる防災拠点としての活用のみならず、学校が実施する防災学習や防災行事に協力し、地区防災に対し家族ぐるみで関心を持ってもらい、さらに児童等を将来の地区防災の担い手として育成していく。
- 「中学生の参加」⇒少子化の中で、当地区は小学校児童、中学校生徒とも減少傾向はあまり顕著ではない。中学生ぐらいになると防災意識も発達し、災害に遭遇しても機転が利き、平常時、災害時とも防災対策の担い手として期待できる。中学校とも協議し、中学生も地域の防災の担い手として協力してもらえるような体制を築きたい。
- 「女性の積極的参加」⇒地区防災の担い手として女性の存在は欠かせない。単なる被災時の救護班や炊き出し班のみならず、地域コミュニティ継続計画の検討段階から参画してもらい、女性の視点から地区防災力の強化や地域コミュニティの維持に貢献してもらおう。
- 「豊富な人材活用」⇒当地区は全体的に住地区である。従ってあらゆる職種の方々が住んでおられる。また過去に社会の第一線で活躍しておられて豊富な経験をお持ちの方が多数いらっしゃる。そういった方々に地区防災の一助を担っていただく方法を検討する。
- 「他地区の防災・減災のバックアップ」⇒当地区において平常時、災害時とも余裕が生じたときはできる範囲で他地区のお手伝いをできる体制にする。

### ③防災マップ

各ブロックごとに「防災まち歩き」を実施し、災害時における危険個所の把握と被災時に利用可能な設備・施設等を見直し、地図等に記入し、当該地域の防災マップとする。

当マップはたかまつ防災マップであるが、当マップを参考に各ブロック単位でできるだけ多くの住民が参加し、自分らの「まち歩き」により自分の住むまちを改めて認識し、自分らの手で「防災マップ（詳細版）」を作成した。多くの人に参加してもらい、できるだけ多くの住民参加による「自分のまちの自分たちの防災マップ」の作成・実践・検証をもくろんだが、防災部会関係者、自主防役員のみでの参加となり、防災マップも完全なものとはならなかった。平成29年度以降改めて多くの住民参加によるまち歩き、マップへの追加、検証等を繰り返し、防災マップの完成と住民の防災・減災意識の向上につなげていきたい。





平成28年7月西分地区ブロックによる防災まち歩き

まち歩きによるチェック項目

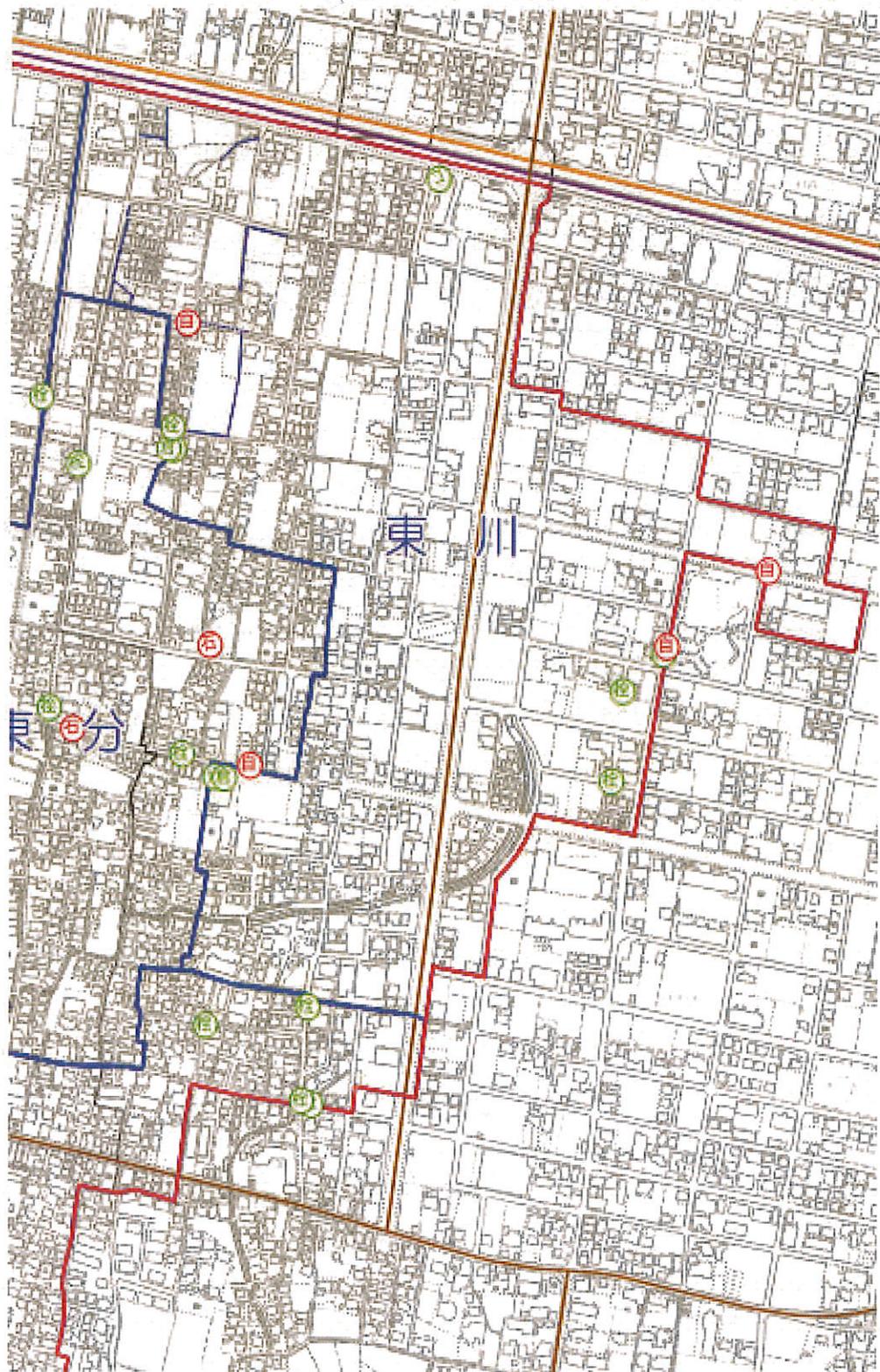
(1) 災害時に役立つ施設

- 避難所（一時避難所） →
- 公園、フリースペース →
- 自主防災資機材倉庫 →
- 防火水槽 →
- 消火栓 →
- 医療機関 →
- AED →
- スーパーマーケット →
- コンビニエンスストア →

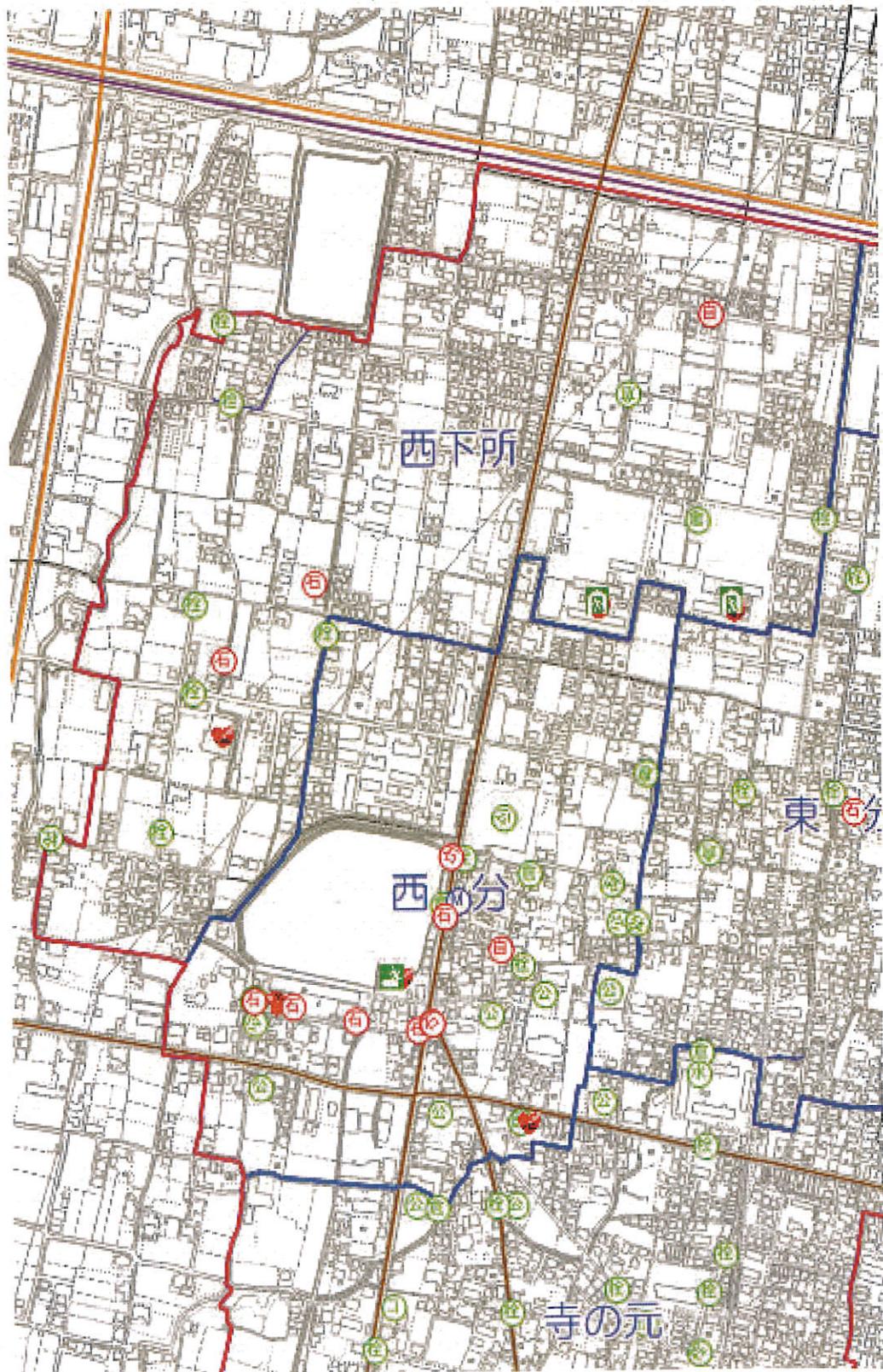
(2) 危険箇所

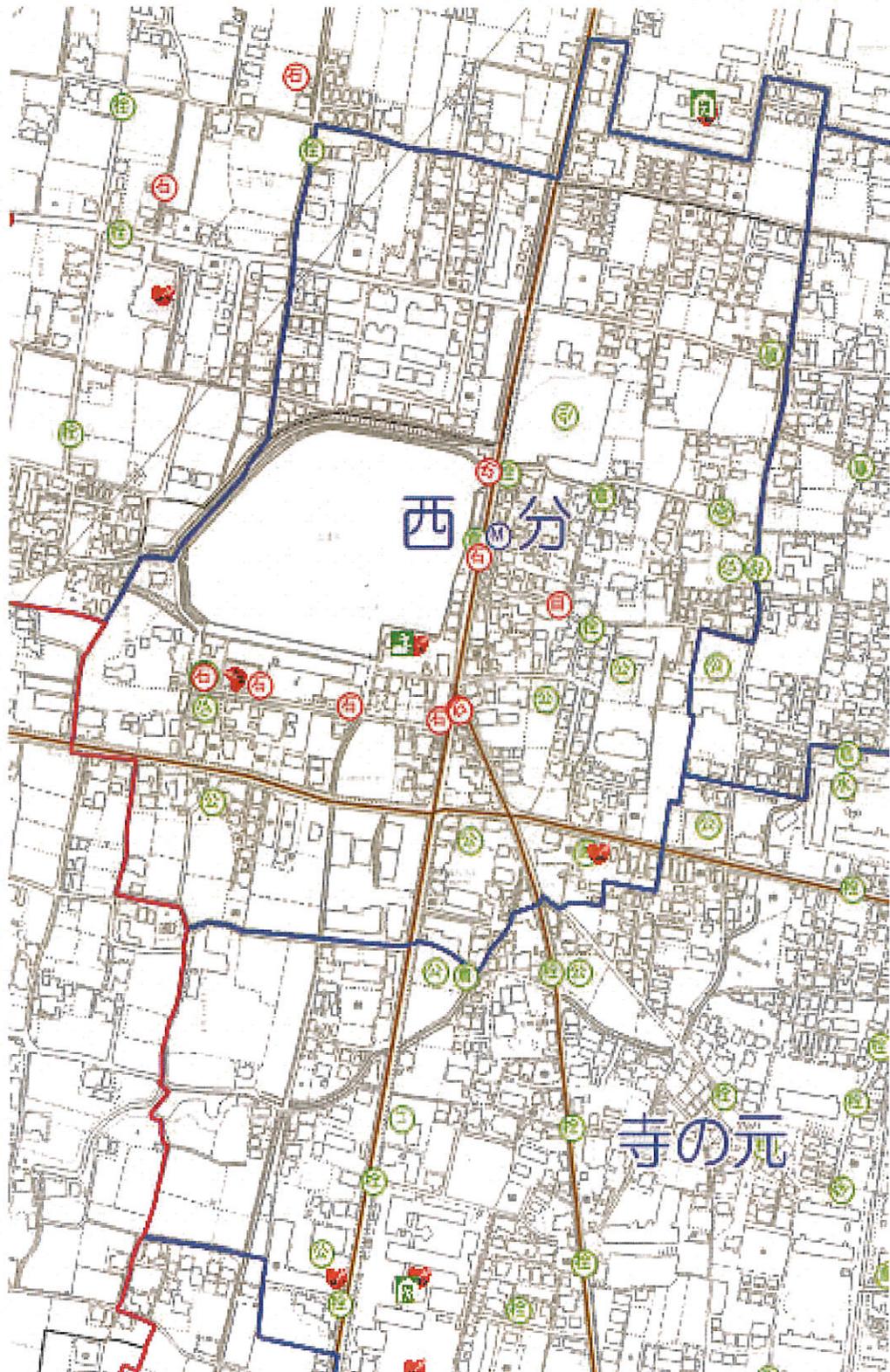
- 浸水しやすい所 →
- 氾濫しやすい水路 →
- 水路の暗渠 →
- 水が吹いたマンホール →
- 道路や通路に沿った鳥居、石灯籠 →
- 道路や通路に沿った自動販売機 →

東川地区防災マップ詳細版

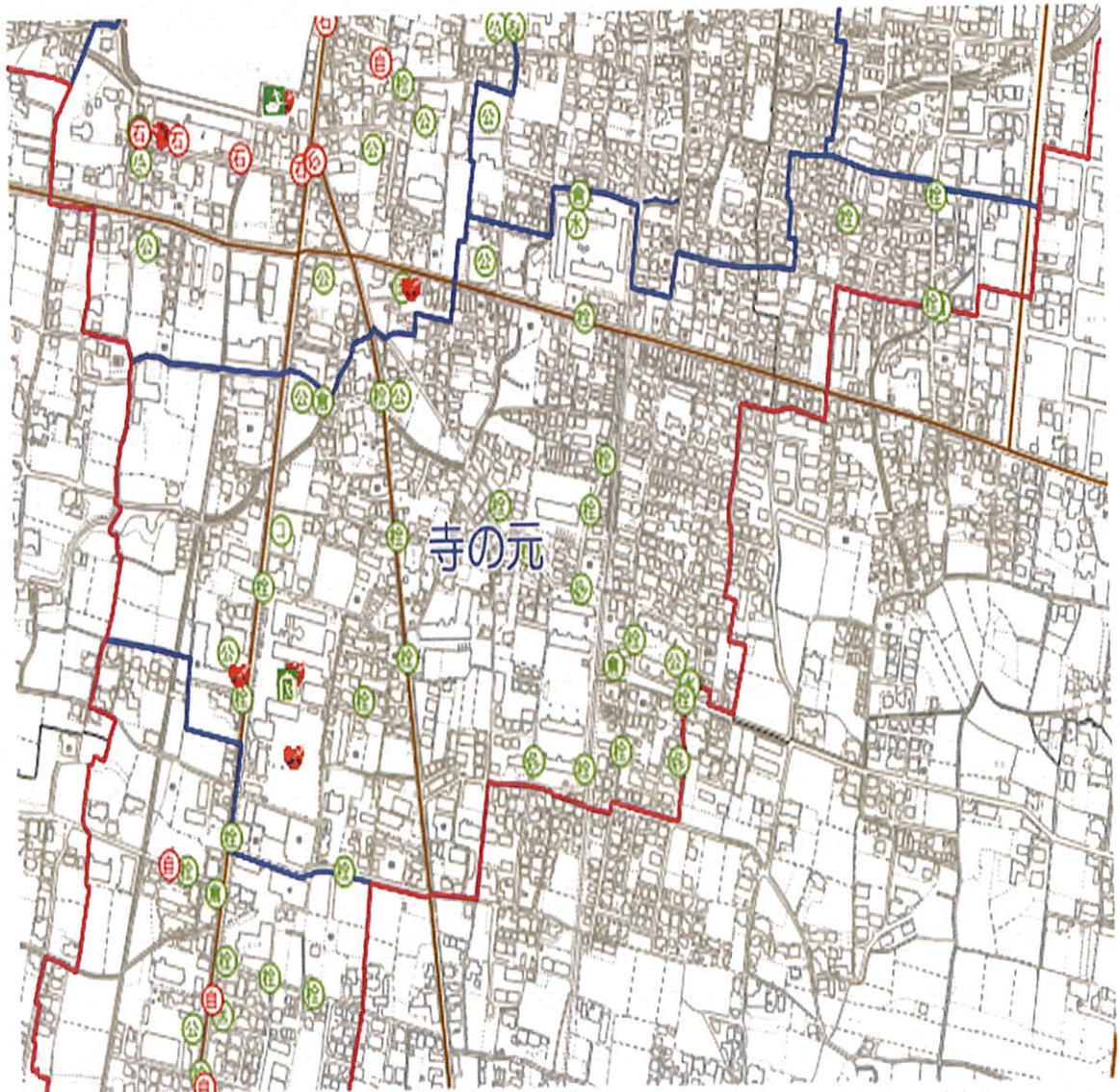


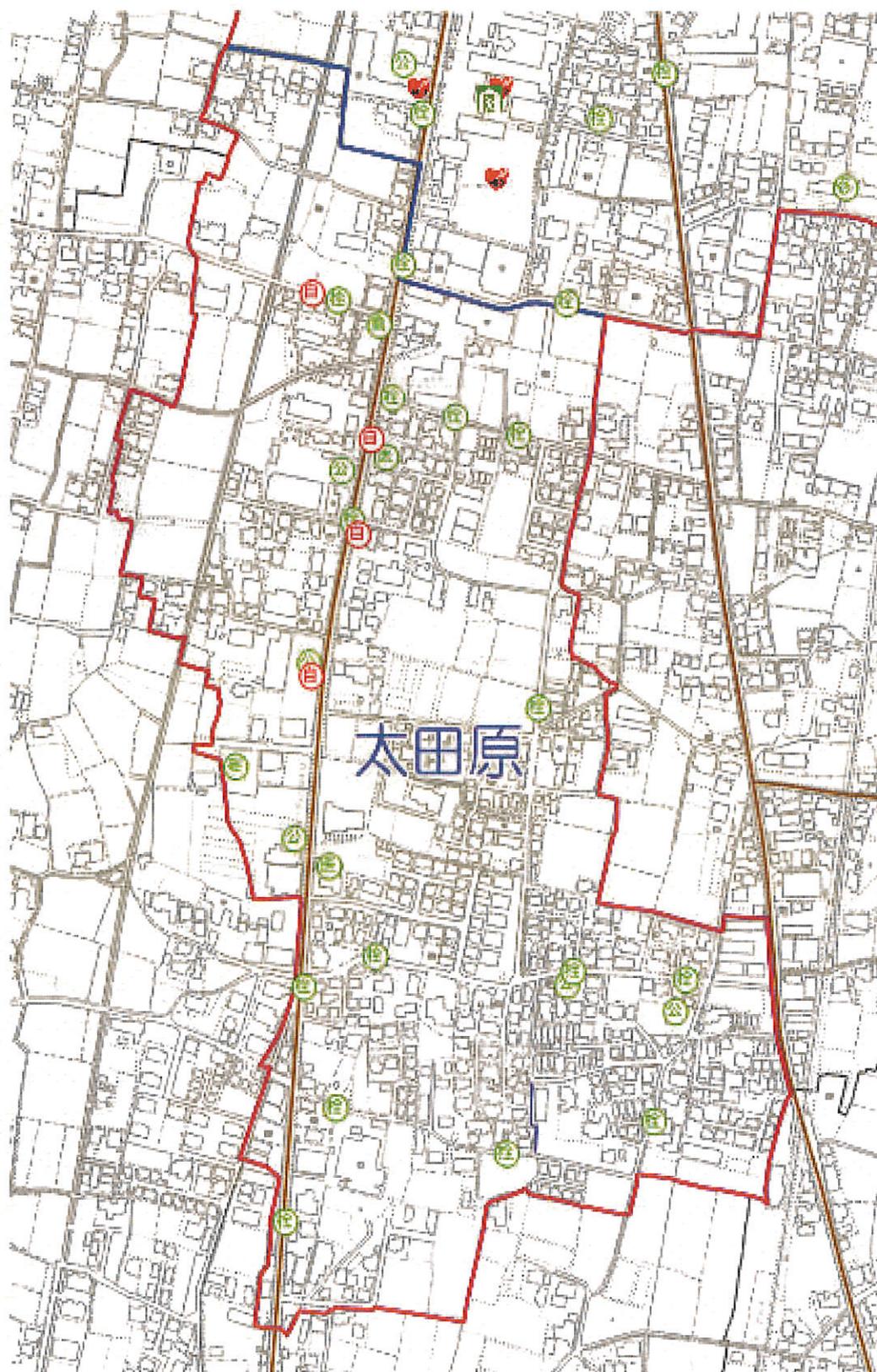






寺の元地区防災マップ詳細版

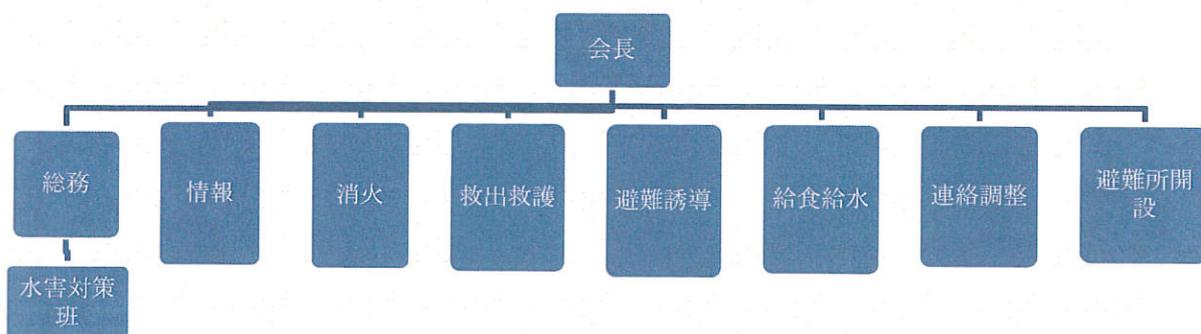




## 5、防災活動の内容

### ①防災活動の体制

組織は平常時の活動体制を基本とし、必要に応じて見直し、災害時には同一班が平常時の役割から災害時の役割にシフトしていく。組織は下図体制を基本とする。新たに防災部会有志と地域自主防災組織の代表により水害対策班を設け地域の水害対策に対応していく。



### ②平常時の活動

#### 太田南防災部会の活動

- 「防災教育等の普及啓発」⇒地区のコミュニティを通じて防災・減災における自助・共助の重要性を説き、住民に個人の責務と地区コミュニティへの参加を呼びかける
- 「各種地域団体等の連携」⇒消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携を図る
- 「救助技術の取得」⇒行政機関等が行う救助技術訓練、講習会等を通じて地区住民の救助技術の取得及びスキルアップを図る
- 「学校との協働」⇒学校で行う防災学習・防災行事に支援協力する
- 「防災まち歩き」⇒各ブロックと連携をとりながら地区内の危険箇所等を防災まち歩き等により把握し、ハザードマップ等を作成する。



#### 防災部会各班の活動

- 「総務班」⇒全体調整、要配慮者の把握
- 「情報班」⇒情報収集・共有・伝達に利用する通信手段と迅速に対応できる体制の構築
- 「消火班」⇒器具点検、
- 「救出・救護班」⇒資機材調達・整備
- 「避難誘導班」⇒避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等の確認
- 「給食・給水班」⇒器具点検



### 各ブロックの活動

- 他団体と協力しながら初期消火
- ブロック内の点検と状況把握
  - 〃 救出・救護活動
  - 〃 率先避難の呼びかけ
  - 〃 避難誘導
- 他団体と協力しながら避難の支援
  - 〃 在宅避難者への支援



### ⑤復旧・復興期の活動

被災後、一週間～一か月ぐらいの地域コミュニティのできる復旧・復興

- 被災者を地域コミュニティ全体で支援する
- 被災してない地域住民、比較的被災程度が軽い地域住民に対する被災者への応援の依頼
- 地区全体状況の被災状況を再検討し、復旧優先順位をつけ出来ることからの復旧
- 連絡調整班を主体に他地区とのニーズ交換
- 被災者と公的支援の橋渡し及び各避難所の窓口
- 地区内の必要な物資等のニーズの把握と的確な必要物資等の供給
- 避難所運営、炊き出し等については避難者主体の運営に
- 学校・行政機関等地域の重要機関の早期再開に協力する
- NPO、ボランティア等の受け入れと的確な配置

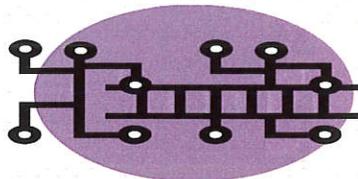
### ⑥市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

- 「消防団」⇒地区の防災アドバイザーとして平常時、災害時とも連携を保つ
- 「各種地域団体」⇒地域コミュニティ全体として防災対策を行う
- 「各種ボランティア」⇒原則的には相互関係を保つがニーズに合わないことは断わる
- 「市役所」⇒地域コミュニティとして対処できない場合には依頼することになるが、災害時等緊急事態の場合は過度に頼ることがないような体制づくりをめざす。

## 6、実践と検証

### ①防災訓練の実施・検証

平常時から、災害時を想定した防災訓練を実施する。訓練は原則として年一回以上とし、地区住民が参加しやすく被災時に最も機能しやすい体制で実施する。訓練時にはできるだけ行政やその他専門家等に立ち会ってもらい改善点を発見→検証→改善へとつなげていく。



太田南地区で実施する主な防災訓練等

訓練実施機関	訓練内容	訓練対象者
行政等が実施する防災訓練等	救急応急措置訓練（心肺蘇生法、AED講習） 行政・大学等が実施する訓練・講座	地区住民 "（代表者）
太田南防災部会主体で実施する防災訓練	図上訓練 防災まち歩き（地区内他団体と共同で） 要配慮者の把握（ " ） 炊き出し訓練 学校防災学習への協力 地区内防災啓発講座 地区内点検	地区住民 地区住民 地区住民 児童・生徒 地区住民
各ブロック主体で実施する防災訓練	消火訓練 水防訓練 防災資機材取扱訓練 避難訓練 要配慮者避難訓練（地区内他団体と共同で） 地区内点検（防災まち歩き）	地区住民 " " " 要配慮者

### ②防災意識の普及啓発と人材育成

共助による防災活動を促進するためには、地域コミュニティに住む一人ひとりの防災意識を高め、地域コミュニティ全体で防災に取り組むことが重要である。当地区においても地区住民全体にあらゆる機会を通じて自助・共助が防災・減災につながることを理解してもらいます。しかしながら当地区は一過性の住民もかなり多く存在しており、時間的にも共助活動に参加できない住民もいる。そういった地区住民には日常生活時の防災自助努力を通じて災害時の被害拡大を防ぐような活動をしてもらう。さらに人材育成にも地区として取り組

# 防災講座

## 「敵を知り、己を知る」

太田南地区ゆめづくり

地域の災害特性を知り、地域の生き残り作戦を立てよう。  
生活防災の実践により、我が家の生き残り作戦を立てよう。



日時：平成28年9月6日(火)13:30～

場所：太田南コミュニティセンター

主催：太田南地区ゆめづくり推進事業実行委員会

地区住民の皆様のご参加お待ちしております



平成28年9月センター講座「生活防災」



平成28年1月太田南（小）防災学習「地震災害について」

### ③日常生活時の防災（生活防災）

各家庭で、日常生活が防災・減災活動に結びついていくよう啓発活動を進めていく。

（例）住居内の日常的な整理・整頓→落下物の防止、避難路確保

徒歩・自転車の活用→災害時に車や公共交通機関を利用しない

家族の外出先の相互確認→安否確認作業

隣近所との挨拶→空き巣、不審者対策

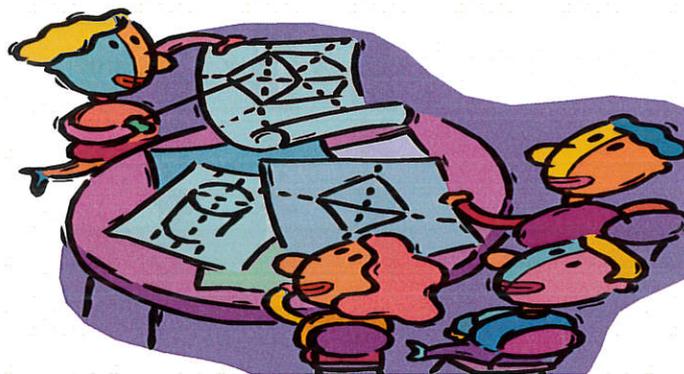
家庭から出すゴミの減量→処分場の容量確保、災害時の大量ゴミの受け入れ

家族、隣組でのまち歩き→防災時危険箇所、有要箇所の把握



### ④計画の見直し

PDCA サイクルに従って、地区における重要なことに変化はないか、長期的な活動予定に変化はないか、実際の活動が実体のあるものになっているか、防災訓練、備蓄等の事前対策、教育・訓練等が十分に行われているか等について一年に一回以上見直していく。またときに応じて行政や専門機関のアドバイスも参考にしながら本計画を推し進めていく。



## 7、避難所運営計画

- (1) 原則として避難所運営計画は各避難所別に作成する。当地区では太田南小学校、太田中学校、県立聾学校、太田南コミュニティセンターが広域避難場所のため、各々作成。
- (2) 避難所運営計画は発災～3日、3日～1カ月、1カ月～3カ月ごとに作成し、状況に応じて変更していく。
- (3) どの避難所においても、運営は避難者主体で行う。高松市災害時指定職員、太田南コミュニティ協議会防災部会会員等構成員は参加可能者を主体に運営の手助けをする。
- (4) 学校においては授業の再開、コミュニティセンターでは公務の再開を前提に避難所計画を立てる。
- (5) 3期ごとに分けて避難所運営計画を策定するが、各期末において反省会を実施し、次期計画に反映さす。

# 太田南地区避難所運営計画

【初期対応発災～3日太田中学校・太田南小学校用】

太田南地区災害時指定市職員

役割（所属）	氏名	住所	連絡先	担当等



太田南地区コミュニティ協議会

## 1、避難所の開設

気象情報、災害予想情報等を総合的に勘案した場合、または災害に備えた住民から自主避難の申し出があった場合、広域避難場所である太田中学校、太田南小学校を開放する。

### (1) 開設者（施設の開設者）

市職員もしくは施設職員（別紙避難所別開設者）

### (2) 避難所建物及び周辺区域の応急危険度判定

- 応急危険度判定士、施設管理者、避難者代表等により建物が危険でないか点検する。
- 火災、土砂災害等の二次災害の恐れがある場合は防止措置の実施。
- 危険箇所、立ち入り禁止箇所には張り紙、ロープ等で明示。
- ライフライン（電気・ガス・水道・井戸）の使用可否の点検と使用可否を決定する。
- 設備（電話、放送設備、トイレ等）等の使用可否を確認する。

### (3) 開設準備

- 避難者に対して当面の運営協力を呼びかけ、できるだけ協力者を募る。  
避難者の中から対応可能なものを数名、避難所暫定運営委員になってもらう。
- 門、施設扉付近に避難所表示看板を設置する。
- 受付を設置し、避難者受付簿を準備する。（各避難所にある受付表を使用する）  
避難者の中から対応可能なものを受付として数名選出し、交代制とする。
- 避難所開設の報告、コミュニティセンター（865-9947）もしくは市災害対策本部（839-2295）へ避難所開設の報告をする。
- 受け入れ可能室等受け入れ可能施設の把握。開放は体育館を優先しその他の開放は状況によるが、学校の早期再開も考え、やたらに開放室を増やさない。
- おおまかな受け入れ体制、配置等を決定しておく。
- コミュニティセンター等に備蓄してる地域の備蓄物資を確認する。備蓄物資が乏しい場合もしくは運搬困難の場合は調達可能先等を手配する。
- 最も見やすいところに伝言板、連絡事項の衆知のための情報版を設置する。

### (4) 避難者の受け入れ

- 生活用水はペットボトルの水主体、食べ物は弁当等の支給、トイレ、排泄は何とか避難所付近で処理できるということを前提に避難者の受け入れが可能。
- 避難者の中からそれぞれの地区ごとに数名選出し、途中経路等の安全確認後それぞれの地域ごとに避難所が開設されていることを周知する。避難所の利用を希望する要援護者に対しては避難の手助けをする。
- 自家用車等車は原則乗り入れ禁止とする。
- 受付時、原則として世帯単位で受付を行い、出来るだけ早い段階で避難者名簿の作成を心がけ、不審者等関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 早いもの勝ちではなく、後に居住者スペース等の変更の了解を取っておく。
- 居住スペース（3㎡/一人）、トイレ、女性用更衣室の順にスペースを確保していく。

- ペットは原則として居住スペースに立ち入らせない。飼育者が責任もって対処できるペットに対しては校庭内の専用部で飼育者を明示したうえでつないで飼育する。
- 貴重品等は避難者自身が身につけておく。
- 避難所は多くの人が入り出すため、手洗い、うがいを励行し感染症の予防を徹底。
- 観光客等地域内に居住していない避難者は食料の配布等地域の避難者とは一線を引く条件でのみ受け入れ、地域の避難者と分けてまとめて編成する。

## 2、避難所の運営

### (1) 運営主体者

- 原則として避難所の運営は当該施設に避難している避難者自身があたる。
- 初期対応期間(発災～3日程度)中に班編成等のコミュニティ組織作りを想定する。
- 一定のルール作りと組織作りを併行して行う。
- 地域性、他機関との折衝能力等を考慮し、公平な役割分担とする。

### (2) 運営組織の構成と役割

- 出来るだけ多くの避難者に運営組織の役割を担ってもらい、役割分担の公平を期す。
- 男性、女性の区別無く役割分担を交代性にし、多くの人に経験してもらう。
- 過去の経験、現役の職業等貴重な経験を有効に生かしてもらうシステム作りをする。
- 避難者は発災直後のため平常時に比べ興奮状態にあるため、不平、不満を抱えておる人が多い。女性や子供に対して積極的に声かけ等をおこない、悩みやストレスを早い段階で解消できるような、班構成、コミュニティ組織作りを目指す。
- 1日2回程度(朝・夕)運営会議を開き、連絡事項の確認、問題点等を協議する。

## 3、次期避難所運営計画(4日以降～1ヶ月)への対応

初期対応時に次期の本格的な避難所運営について検討しておく。

### (1) 本格的な避難所の運営

- 初期対応時において検討していた運営主体者を中心とした運営組織を立ち上げる。
- 運営組織が有効的に活動できるように常に組織等の見直し、改善を図っていく。
- ルール等についても改善の余地がある場合は見直していく。
- 当分の間、1日2回の運営会議を継続し、避難所コミュニティ組織の維持を図る。

### (2) 避難所生活の見直し

- ある程度避難所生活が長期化することを念頭に衣・食・住を見直す。
- ペットボトルの水以外の生活用水の確保に努める。
- 洗濯場、洗い場等を避難所近くに求める。
- 炊き出しの準備、炊き出しについては女性のみならず男性も積極的に参加。
- ある程度のプライベートスペースを保つため避難所の間仕切りを本格的に実施。
- トイレ、衛生設備を増やす。
- 女性用更衣室等を増やす。
- 外部機関等の情報を積極的に活用し、避難所での生活にならないような配慮。

【鍵の所有者リスト】

太田中学校（開設者）

氏名	所属・役職名等	連絡先

太田南小学校（開設者）

氏名	所属・役職名等	連絡先

【避難所建物の応急危険度判定者】

太田中学校

役職名等・順位	氏名	所属・役職等	連絡先等

太田南小学校

役職名等、順位	氏名	所属・役職等	連絡先等

【付近の医療機関等】

名称	所在地	電話番号

# 太田南地区避難所運営計画

## 【発災3日～1カ月 太田中学校・太田南小学校用】

### 1、避難所内の見直し

避難者の増減など、状況の変化により、避難場所の移動等が必要な場合は、避難者の了解を得て、避難場所の移動を行う。学校再開等避難場所の事情等も考慮し、施設監理者とも協議する。

### 2、避難所運営組織を立ち上げる

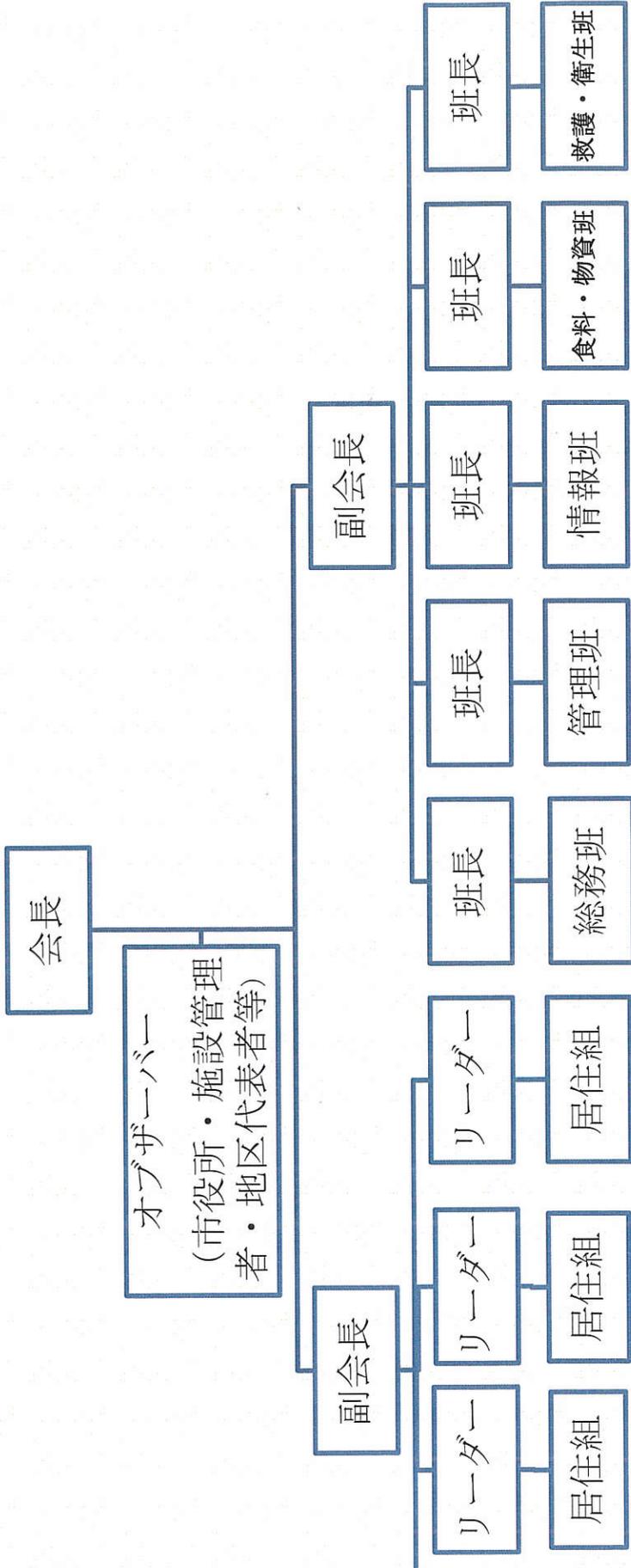
避難所運営組織は避難者自らが運営主体になるよう避難者を中心に構成する。市職員、施設管理者、地区代表者等はオブザーバーとして参加する。

#### (1) 居住組の代表選出、各活動班の設置

- 各居住組ごとにグループリーダーを選出する。グループリーダーは交替制とし、負担が個人に偏らないように配慮する。
- 各居住組から各活動班への代表者を選出し、活動班活動を展開していく。活動班活動内容は避難所の実体にあった内容とする。活動班長も交替制とし、できるだけ負担を居住者同士で分かち合う。

#### (2) 運営組織の立ち上げ

- 当該施設避難者を中心に会長、副会長を選出する。協議内容によってはオブザーバーも選出委員に加わってもらう。
- 会長・副会長等が避難者の中から選出できない場合は暫定的に地域の代表者等から選出することができる。暫定的に代表者になった会長等は速やかに当該施設避難者から代表者を選出するよう努力する。
- グループリーダー、班長等が会長、副会長に選出された場合は代替者を置く。
- 活動状況と組織の実態があわない等不具合が生じた場合は組織等の見直しを行う。



### 3、各活動班の役割

#### (1) 総務班の役割

##### ●コミュニティセンターとの調整

各地域の状況把握及び市災害対策本部（水防本部）との連絡調整に努めているコミュニティセンターとの連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行う。

##### ●地域との連携

在宅避難者等地域住民の被災窓口となり、情報、食料等の提供をする。避難所運営における地域の協力連携体制の窓口となる。

##### ●避難所の記録

避難所内の情報を記録として一本化し、避難所運営会議の内容や避難所の出来事を記録に残す。

##### ●避難所運営会議の事務局

避難所運営会議の事務局を担います。

##### ●災害ボランティア等の受け入れ

コミュニティセンターを通じて市災害対策本部（水防本部）に災害ボランティア等の派遣を要請し、必要に応じてボランティア支援を受けます。ただし避難所の効率的運営を心掛け、過度にボランティア等に頼らない。

#### (2) 管理班の役割

##### ●避難者（避難所）の受付

避難者等を受付し、所定の避難スペースに案内する。地域以外の避難者等においては状況に応じて対応する。

##### ●避難者名簿の作成、管理

避難者に避難者カード（別紙）を配布し、記入を依頼し、回収する。回収した名簿を集計し、日ごとの入所、退所状況等をまとめる。

##### ●安否確認等問い合わせへの対応

安否確認については作成した名簿に基づき、迅速に対応し、来訪者（部外者）には、避難者のプライバシーと安全を守るため、受付業務を管理班に一本化し、部外者の避難所への立ち入りを禁止する。

##### ●電話等への対応

電話番号を当番制等で指名し、安否確認の問い合わせ等に対処する。問い合わせに対しては、作成名簿に基づき迅速に対応する。避難者への電話の直接取次は行わず、伝言を避難者に伝える。

##### ●伝言板の設置、利用

情報伝達手段、伝言の伝達手段として伝言板を設置する。避難者からの要望事項についても伝言板も利用する。

●取材等外部来客者への対応

基本的には取材等外部への対応は避難所の代表者が対応する。対応するかどうかは運営会議で決定する。

●避難所の安全確保

余震等による2次災害を防ぐため、施設の安全確認と危険箇所への立ち入り禁止等の措置を講ずる。判断に専門性が必要な場合は市災害対策本部等に専門家の派遣を要請する。

●防火・防犯管理

治安の悪化を防ぐため及び火災の危険性を除去するため避難所内外に防犯・防火を呼びかける。避難所内への部外者の出入りを制限する。火気の取り扱い場所を制限し、火気を取り扱う場所には消火器、消火バケツを設置する。

●避難所内必要施設の補充・整備

最低限必要な補充設備等を整備する

●避難所のプライバシー対策

女性や高齢者、子供等に配慮し、できる限り、プライバシーの確保に努める

(3) 情報班の役割

●情報収集

通信手段が断たれても正確な情報を避難者に伝達できるよう、自ら行政機関へ出向いたり、他の避難所と連携を取りながら正確な情報収集に努める。各種マスコミ等から情報を得ることに努める。

●情報発信

避難所の状況を正確かつ迅速に市災害対策本部（水防本部）等に伝達する。避難所以外の被災者が自由に情報を得ることができるよう、避難所内に掲示している内容と同じものを外部の人でも見ることが出来る場所に「広報掲示板」等を設置し、地域の情報拠点としても機能するような情報発信を心掛ける。

●情報伝達

避難者や在宅被災者に正確で漏れのない情報等を伝える。避難者個人への情報伝達はプライバシーの保護に気を付ける。

(4) 食料・物資班の役割

●食料・物資の調達

必要な食料・物資をコミュニティセンターを通じて市災害対策本部に報告する。市災害対策本部（水防本部）からの支援が不足する場合は独自の入手方法を試みる。

●食料・物資の受入れ

市災害対策本部（水防本部）等から届く食料・物資の避難所内への搬入を行う。大量の食料・物資の搬入が予想されるため、当番制等により、できるだけ多くの人員により効率よく避難所に食料・物資を搬入する。

●食料の管理・配布

食料の在庫等を常に把握し、計画的に配布する。

●物資の管理・配布

物資の在庫や状態を常に把握し、できる限り迅速に避難者のニーズに対応する。不足品、不足しそうな物資については先手、先手でコミュニティセンターを通じて市災害対策本部（水防本部）等に働きかける。

●炊き出し

調理施設、防火対策、材料の確保、炊き出し人員の確保等諸条件が整った場合には避難者全員で協力して、炊き出しを実施し、少しでも健康な食生活ができるように努力する。

(5) 救護・衛生班の役割

●近隣の救護所や医療機関の開設状況の把握

避難所に救護所が開設できるよう、避難者の中に医師や看護師等の有資格者がいる場合には協力を要請する。また被災し、開設できない医療機関等とも連携し、小規模でも良いから避難所内外に救護所を設置する。救護所が開設されない場合は、地域内若しくは近隣の救護所の開設状況を把握し、緊急の場合に備える。できれば避難所への緊急時の往診等を依頼する。

●医務室の開設

避難者の中に、医師や看護師等の有資格者がいる場合には協力を要請し、有資格者がいない場合は近隣の医療機関等へ応援要請し、避難所内に医務室を開設する。急病人対策や地域の医療拠点として活動する。

●医薬品の種類や数量の把握

医務室等の避難所内にある医薬品の種類や数量について把握し、管理します。必要最低限の医薬品については、食料・物資班と連絡を取りながら常備するよう手配する。

●疾病者の把握

避難者のうち、持病等のある人など医療を必要とする可能性が高い人については、氏名・年齢・病名・通常しようしている薬・かかりつけの医師等について本人の了解をとり把握しておく。把握した情報の管理には十分気を付けること。

●ゴミの処理

避難所敷地内の屋外で比較的好条件にある場所を選定し、ゴミ集積場を設置する。ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保つ。ゴミの収集が滞りやむをえない場合には施設管理者等の了解を得て焼却処分する。

●入浴に関すること

避難所内に仮設風呂、シャワーが設置されない場合はもらい湯を奨励する。避難場内に仮設風呂・シャワーが設置された場合は規則正しく使用するようルールづくりをする。当番を決めて交代で清掃を実施する。

●トイレに関すること

施設内のトイレが使用可能かどうか早急には調査し、使用不可能な場合はトイレ使用禁止とし、張り紙等で避難者に知らせる。既設トイレが使用できない場合は、速やかにコミュニティセンターを通じて市災害対策本部（水防本部）に連絡し、仮設トイレの確保に努める。できるだけ水を使用しないで排泄処理を行う方法を考える。トイレの清掃・消毒を定期的に行い、衛生管理に注意したトイレ使用を心掛ける。

●掃除に関すること

避難者全員で、避難所内の掃除を行う。共用部分は居住組単位に交代で掃除を行い、居室部分の掃除は毎日1回の掃除時間を設け、実施する。

●衛生管理の徹底

疾病を予防し、風邪などの感染症の予防のため、「手洗い」の徹底、「消毒液」置き場の設置、食器の

「使い捨て」等を中心に衛生管理を徹底さす。

●ペットの飼育

原則として避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止とする。敷地内の屋外に飼い主が責任をもって飼育する。名札等をつけ飼い主の所在を明確にする

●生活水の確保

避難所内で使用する水は原則として次表の例のようにする。ペットボトルの水はできるだけ冷暗所に保管し、開栓後は長く保存しないようにする。「手洗い・洗顔等用」として使用した水は、トイレ用水として再利用を心掛ける。

〈用途別の生活水の使用例〉

用途 水の種類	飲料用・調理用	手洗い・洗顔 歯磨き・食器洗い	風呂用・洗濯用	トイレ用
飲料水（ペットボトル）	◎	○		
給水車の水	○	◎	○	○
ろ過水	△	◎	○	○
プール・河川の水・ 雨水	×	×	×	◎

(凡例)

◎：最適な使用方法    ○：使用可    △：やむを得ない場合のみ使用可    ×：使用不可

# 太田南地区避難所運営計画

## 【発災1カ月～3カ月太田中学校、太田南小学校用】

### 1、避難所運営方法の見直し

ライフラインの復旧等に伴い、避難者が減少するとともに公共施設の再開に向けて、避難所としての利用スペースが縮小してくる。可能であれば避難所の撤収に向けての準備を進める。

#### (1) 活動班の再編成

- 避難者の減少、避難所の縮小等状況の変化に応じ、活動班等の再編成を行う。

#### (2) 避難所内での場所の移動

- 避難者の減少や公共施設の再開など、状況の変化に応じ避難者の了解を得て、居住スペースの統廃合など避難場所の移動を行う。

#### (3) 避難所閉鎖に向けての避難者の合意形成

- 周辺環境の整備状況等の情報に注目しながら、高松市市災害対策本部（水防本部）の指示を受けたうえで、避難所閉鎖に向けて、避難者の合意形成を図る。施設の利用状況に応じて他施設等への移動も避難者に了解してもらう。施設管理者と相談しながら避難所閉鎖に向けての準備を進める。

#### (4) 避難所閉鎖に向けての解散準備等

- 避難所の閉鎖方針が決定されたら、避難所の撤収を円滑に進めるための段取りを決める。災害ボランティア等の活動も縮小し、マンパワーも不足がちな傾向になりがちなので、周辺地域（自主防災組織等）からの応援を要請する。

#### (5) 避難所の撤収

- 避難所運營業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に係る記録、台帳等を市災害対策本部（水防本部）に引き継ぐ。また、使用した施設をできる限り、元に戻し、清掃をした上で、避難所を撤収する。可能な限り当避難所を利用した避難者には撤収作業を手伝ってやってもらう。





第16号様式

物品供給要請書

No.

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

要請日	品名	単位	数量	扱者	備考
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					

(注) 1 避難所では控をとり、通し番号にする。

(注) 2 扱者欄は、集積所では発送者が、避難所では控に受取者が記入。

集積所	班長	受付者	避難所	班長	担当者
TEL			TEL		
FAX			FAX		

避難所入所記録簿

(市民外用)

高松市

番号	入所 年月日	氏名 生年月日	本籍地 現住所	男女別	職業 および 勤務先	摘要
1						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
2						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
3						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
4						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
5						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
6						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
7						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
8						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
9						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
10						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他

第14号様式

避難所入所記録簿

(市 民 用)

高 松 市

番号	入 所 年月日	氏 名 生年月日	現 住 所	男女別	世帯主 との 続柄	職 業 在 学 校 学 年	摘要
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							



# 太田南地区避難所運営計画

【初期対応発災～3日県立聾学校用】

太田南地区災害時指定市職員

役割（所属）	氏名	住所	連絡先	担当等



太田南地区コミュニティ協議会

## 1、避難所の開設

大規模地震災害により、避難所が必要になったときもしくは住民が自主的に避難してきた場合県立聾学校の一部を地域の避難所として開放する。原則として避難所は体育館のみとするため収容人員は150人程度を限度とする。

### (1) 開設者（施設の開設者）

市職員もしくは施設職員（別紙避難所別開設者）

### (2) 避難所建物及び周辺区域の応急危険度判定

- 応急危険度判定士、施設管理者、避難者代表等により建物が危険でないか点検する
- 火災、土砂災害等の二次災害の恐れがある場合は防止措置の実施。
- 危険箇所、立ち入り禁止箇所には張り紙、ロープ等で明示。
- ライフライン（電気・ガス・水道・井戸）の使用可否の点検と使用可否を決定する。
- 設備（電話、放送設備、トイレ等）等の使用可否を確認する。

### (3) 開設準備

- 避難者に対して当面の運営協力を呼びかけ、できるだけ協力者を募る。  
避難者の中から対応可能なものを数名、避難所暫定運営委員になってもらう
- 門、施設扉付近に避難所表示看板を設置する。
- 受付を設置し、避難者受付簿を準備する。（各避難所にある受付表を使用する）  
避難者の中から対応可能なものを受付として数名選出し、交代制とする。
- 避難所開設の報告、コミュニティセンター（865-9947）もしくは市災害対策本部（839-2295）へ避難所開設の報告をする。
- 受け入れ可能室等受け入れ可能施設の把握。開放は当面体育館のみとする。
- おおまかな受け入れ体制、配置等を決定しておく。
- コミュニティセンター等に備蓄してる地域の備蓄物資を確認する。備蓄物資が乏しい場合もしくは運搬困難の場合は調達可能先等を手配する。
- 最も見やすいところに伝言板、連絡事項の衆知のための情報版を設置する。

### (4) 避難者の受け入れ

- 生活用水はペットボトルの水主体、食べ物は弁当等の支給、トイレ、排泄は何とか避難所付近で処理できるということを前提に避難者の受け入れが可能
- 避難者の中からそれぞれの地区ごとに数名選出し、途中経路等の安全確認後それぞれの地域ごとに避難所が開設されていることを周知する。避難所の利用を希望する要援護者に対しては避難の手助けをする。
- 自家用車等車は原則乗り入れ禁止とする。
- 受付時、原則として世帯単位で受付を行い、出来るだけ早い段階で避難者名簿の作成を心がけ、不審者等関係者以外の立ち入りを禁止する。

- 早いもの勝ちではなく、後に居住者スペース等の変更の了解を取っておく
- 居住スペース（3㎡/一人）、トイレ、女性用更衣室の順にスペースを確保していく
- ペットは原則として居住スペースに立ち入らせない。飼育者が責任もって対処できるペットに対しては校庭内の専用部で飼育者を明示したうえでつないで飼育する
- 貴重品等は避難者自身が身につけておく
- 避難所は多くの人が入り出すため、手洗い、うがいを励行し感染症の予防を徹底
- 観光客等地域内に居住していない避難者は食料の配布等地域の避難者とは一線を引く条件でのみ受け入れ、地域の避難者と分けてまとめて編成する。

## 2、避難所の運営

### （1）運営主体者

- 原則として避難所の運営は当該施設に避難している避難者自身があたる。
- 初期対応期間（発災～3日程度）に班編成等のコミュニティ組織作りを想定する
- 一定のルール作りと組織作りを併行して行う
- 地域性、他機関との折衝能力等を考慮し、公平な役割分担とする

### （2）運営組織の構成と役割

- 出来るだけ多くの避難者に運営組織の役割を担ってもらい、役割分担の公平を期す
- 男性、女性の区別無く役割分担を交代性にし、多くの人に経験してもらう
- 過去の経験、現役の職業等貴重な経験を有効に活かしてもらうシステム作りをする
- 避難者は発災直後のため平常時に比べ興奮状態にあるため、不平、不満を抱えておる人が多い。女性や子供に対して積極的に声かけ等をおこない、悩みやストレスを早い段階で解消できるような班構成、コミュニティ組織作りを目指す。
- 1日2回程度（朝・夕）運営会議を開き、連絡事項の確認、問題点等を協議する

## 3、次期避難所運営計画（4日以降～1ヶ月）への対応

初期対応時に次期の本格的な避難所運営について検討しておく

### （1）本格的な避難所の運営

- 初期対応時において検討していた運営主体者を中心とした運営組織を立ち上げる
- 運営組織が有効的に活動できるように常に組織等の見直し、改善を図っていく
- ルール等についても改善の余地がある場合は見直していく
- 当分の間、1日2回の運営会議を継続し、避難所コミュニティ組織の維持を図る

### （2）避難所生活の見直し

- ある程度避難所生活が長期化することを念頭に衣・食・住を見直す
- ペットボトルの水以外の生活用水の確保に努める
- 洗濯場、洗い場等を避難所近くに求める
- 炊き出しの準備、炊き出しについては女性のみならず男性も積極的に参加

- 女性用更衣室等を増やす
- 外部機関等の情報を積極的に活用し、避難所のみの生活にならないような配慮

【鍵の所有者リスト】

県立聾学校（開設者）

氏名	所属・役職名等	連絡先

【避難所建物の応急危険度判定者】

県立聾学校

役職名等・順位	氏名	所属・役職等	連絡先等

【付近の医療機関等】

名称	所在地	電話番号

# 太田南地区避難所運営計画

【発災3日～1カ月 県立聾学校用】

## 1、避難所内の見直し

避難者の増減など、状況の変化により、避難場所の移動等が必要な場合は、避難者の了解を得て、避難場所の移動を行う。学校再開等避難場所の事情等も考慮し、施設監理者とも協議する。

## 2、避難所運営組織を立ち上げる

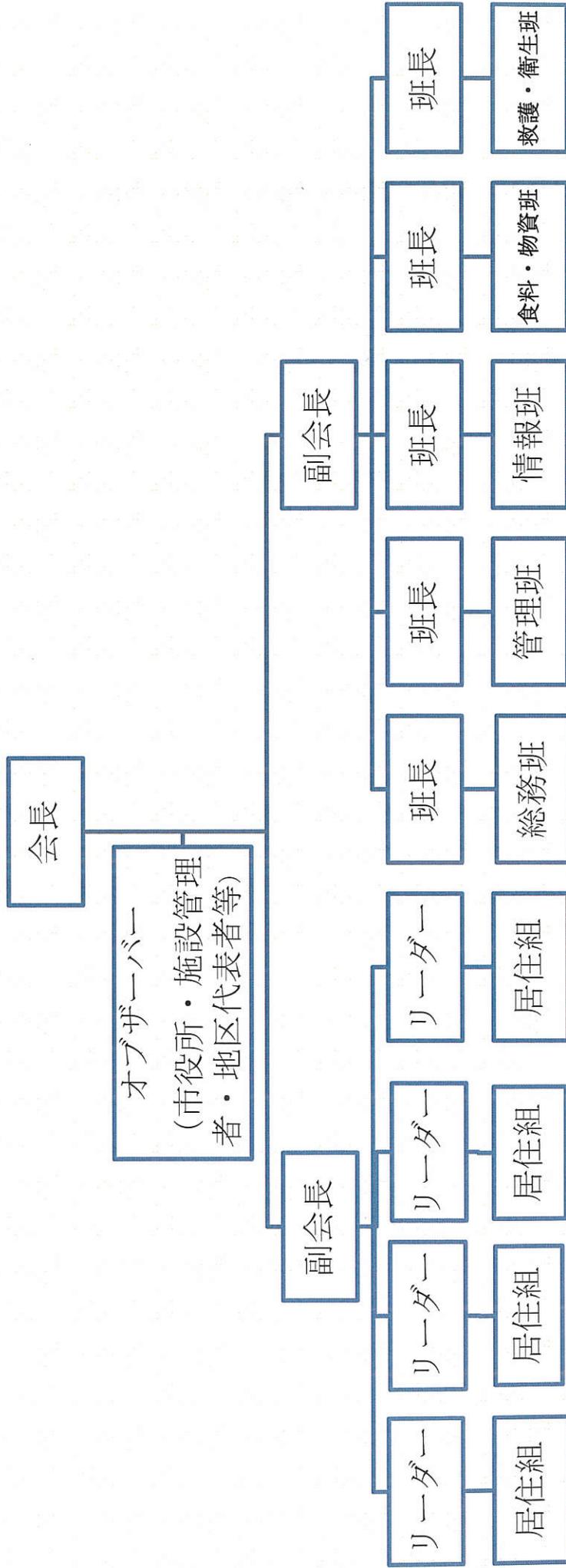
避難所運営組織は避難者自らが運営主体になるよう避難者を中心に構成する。市職員、施設管理者、地区代表者等はオブザーバーとして参加する。

### (1) 居住組の代表選出、各活動班の設置

- 各居住組ごとにグループリーダーを選出する。グループリーダーは交替制とし、負担が個人に偏らないように配慮する。
- 各居住組から各活動班への代表者を選出し、活動班活動を展開していく。活動班活動内容は避難所の実体にあった内容とする。活動班長も交替制とし、できるだけ負担を居住者同士で分かち合う。

### (2) 運営組織の立ち上げ

- 当該施設避難者を中心に会長、副会長を選出する。協議内容によってはオブザーバーも選出委員に加わってもらう。
- 会長・副会長等が避難者の中から選出できない場合は暫定的に地域の代表者等から選出することができる。暫定的に代表者になった会長等は速やかに当該施設避難者から代表者を選出するよう努力する。
- グループリーダー、班長等が会長、副会長に選出された場合は代替者を置く。
- 活動状況と組織の実態があわない等不具合が生じた場合は組織等の見直しを行う。



### 3、各活動班の役割

#### (1) 総務班の役割

- コミュニティセンターとの調整  
各地域の状況把握及び市災害対策本部（水防本部）との連絡調整に努めているコミュニティセンターとの連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行う。
- 地域との連携  
在宅避難者等地域住民の被災窓口となり、情報、食料等の提供をする。避難所運営における地域の協力連携体制の窓口となる。
- 避難所の記録  
避難所内の情報を記録として一本化し、避難所運営会議の内容や避難所の出来事を記録に残す。
- 避難所運営会議の事務局  
避難所運営会議の事務局を担います。
- 災害ボランティア等の受け入れ  
コミュニティセンターを通じて市災害対策本部（水防本部）に災害ボランティア等の派遣を要請し、必要に応じてボランティア支援を受けます。ただし避難所の効率的運営を心掛け、過度にボランティア等に頼らない。

#### (2) 管理班の役割

- 避難者（避難所）の受付  
避難者等を受付し、所定の避難スペースに案内する。地域以外の避難者等においては状況に応じて対応する。
- 避難者名簿の作成、管理  
避難者に避難者カード（別紙）を配布し、記入を依頼し、回収する。回収した名簿を集計し、日ごとの入所、退所状況等をまとめる。
- 安否確認等問い合わせへの対応  
安否確認については作成した名簿に基づき、迅速に対応し、来訪者（部外者）には、避難者のプライバシーと安全を守るため、受付業務を管理班に一本化し、部外者の避難所への立ち入りを禁止する。
- 電話等への対応  
電話番号を当番制等で指名し、安否確認の問い合わせ等に対処する。問い合わせに対しては、作成名簿に基づき迅速に対応する。避難者への電話の直接取次は行わず、伝言を避難者に伝える。
- 伝言板の設置、利用  
情報伝達手段、伝言の伝達手段として伝言板を設置する。避難者からの要望事項について

●取材等外部来客者への対応

基本的には取材等外部への対応は避難所の代表者が対応する。対応するかどうかは運営会議で決定する。

●避難所の安全確保

余震等による2次災害を防ぐため、施設の安全確認と危険箇所への立ち入り禁止等の措置を講ずる。判断に専門性が必要な場合は市災害対策本部等に専門家の派遣を要請する。

●防火・防犯管理

治安の悪化を防ぐため及び火災の危険性を除去するため避難所内外に防犯・防火を呼びかける。避難所内への部外者の出入りを制限する。火気の取り扱い場所を制限し、火気を取り扱う場所には消火器、消火バケツを設置する。

●避難所内必要施設の補充・整備

最低限必要な補充設備等を整備する

●避難所のプライバシー対策

女性や高齢者、子供等に配慮し、できる限り、プライバシーの確保に努める。

(3) 情報班の役割

●情報収集

通信手段が断たれても正確な情報を避難者に伝達できるよう、自ら行政機関へ出向いたり、他の避難所と連携を取りながら正確な情報収集に努める。各種マスコミ等から情報を得ることに努める。

●情報発信

避難所の状況を正確かつ迅速に市災害対策本部（水防本部）等に伝達する。避難所以外の被災者が自由に情報を得ることができるよう、避難所内に掲示している内容と同じものを外部の人でも見ることが出来る場所に「広報掲示板」等を設置し、地域の情報拠点としても機能するような情報発信を心掛ける。

●情報伝達

避難者や在宅被災者に正確で漏れのない情報等を伝える。避難者個人への情報伝達はプライバシーの保護に気を付ける。

(4) 食料・物資班の役割

●食料・物資の調達

必要な食料・物資をコミュニティセンターを通じて市災害対策本部に報告する。市災害対策本部（水防本部）からの支援が不足する場合は独自の入手方法等を試みる。

●食料・物資の受入れ

市災害対策本部（水防本部）等から届く食料・物資の避難所内への搬入を行う。大量の食料・物資の搬入が予想されるため、当番制等により、できるだけ多くの人員により効率よく避難所に食料・物資を搬入する。

●食料の管理・配布

食料の在庫等を常に把握し、計画的に配布する。

●物資の管理・配布

物資の在庫や状態を常に把握し、できる限り迅速に避難者のニーズに対応する。不足品、不足しそうな物資については先手、先手でコミュニティセンターを通じて市災害対策本部（水防本部）等に働きかける。

●炊き出し

調理施設、防火対策、材料の確保、炊き出し人員の確保等諸条件が整った場合には避難者全員で協力して、炊き出しを実施し、少しでも健康な食生活ができるように努力する。

(5) 救護・衛生班の役割

●近隣の救護所や医療機関の開設状況の把握

避難所に救護所が開設できるよう、避難者の中に医師や看護師等の有資格者がいる場合には協力を要請する。また被災し、開設できない医療機関等とも連携し、小規模でも良いから避難所内外に救護所を設置する。救護所が開設されない場合は、地域内若しくは近隣の救護所の開設状況を把握し、緊急の場合に備える。できれば避難所への緊急時の往診等を依頼する。

●医務室の開設

避難者の中に、医師や看護師等の有資格者がいる場合には協力を要請し、有資格者がいない場合は近隣の医療機関等へ応援要請し、避難所内に医務室を開設する。急病人対策や地域の医療拠点として活動する。

●医薬品の種類や数量の把握

医務室等の避難所内にある医薬品の種類や数量について把握し、管理します。必要最低限の医薬品については、食料・物資班と連絡を取りながら常備するよう手配する。

●疾病者の把握

避難者のうち、持病等のある人など医療を必要とする可能性が高い人については、氏名・年齢・病名・通常しようしている薬・かかりつけの医師等について本人の了解をとり把握しておく。把握した情報の管理には十分気を付けること。

●ゴミの処理

避難所敷地内の屋外で比較的好条件にある場所を選定し、ゴミ集積場を設置する。ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保つ。ゴミの収集が滞りやむをえない場合には施設管理者等の了解を得て焼却処分する。

●入浴に関すること

避難所内に仮設風呂、シャワーが設置されない場合はもらい湯を奨励する。避難場内に仮設風呂・シャワーが設置された場合は規則正しく使用するようルールづくりをする。当番を決めて交代で清掃を実施する。

●トイレに関すること

施設内のトイレが使用可能かどうか早急に調査し、使用不可能な場合はトイレ使用禁止とし、張り紙等で避難者に知らせる。既設トイレが使用できない場合は、速やかにコミュニティセンターを通じて市災害対策本部（水防本部）に連絡し、仮設トイレの確保に努める。できるだけ水を使用しないで排泄処理を行う方法を考える。トイレの清掃・消毒を定期的に行い、衛生管理に注意したトイレ使用を心掛ける。

●掃除に関すること

避難者全員で、避難所内の掃除を行う。共用部分は居住組単位に交代で掃除を行い、居室部分の掃除は毎日1回の掃除時間を設け、実施する。

●衛生管理の徹底

疾病を予防し、風邪などの感染症の予防のため、「手洗い」の徹底、「消毒液」置き場の設置、食器の「使い捨て」等を中心に衛生管理を徹底さす。

●ペットの飼育

原則として避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止とする。敷地内の屋外に飼い主が責任をもって飼育する。名札等をつけ飼い主の所在を明確にする。

●生活水の確保

避難所内で使用する水は原則として次表の例のようにする。ペットボトルの水はできるだけ冷暗所に保管し、開栓後は長く保存しないようにする。「手洗い・洗顔等用」として使用した水は、トイレ用水として再利用を心掛ける。

〈用途別の生活水の使用例〉

用途 水の種類	飲料用・調理用	手洗い・洗顔 歯磨き・食器洗い	風呂用・洗濯用	トイレ用
飲料水（ペットボトル）	◎	○		
給水車の水	○	◎	○	○
ろ過水	△	◎	○	○
プール・河川の水・ 雨水	×	×	×	◎

（凡例）

◎：最適な使用方法 ○：使用可 △：やむを得ない場合のみ使用可 ×：使用不可

4、県立聾学校の広域避難場所としての利用期間

原則として県立聾学校の広域避難場所としての利用期間は1カ月程度とする。





第16号様式

物品供給要請書

No.

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

要請日	品名	単位	数量	扱者	備考
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					

- (注) 1 避難所では控をとり、通し番号にする。  
 (注) 2 扱者欄は、集積所では発送者が、避難所では控に受取者が記入。

集積所	班長	受付者	避難所	班長	担当者

TEL  
FAX

TEL  
FAX

避難所入所記録簿

(市民外用)

高松市

番号	入所 年月日	氏名 生年月日	本籍地 現住所	男女別	職業 および 勤務先	摘要
1						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
2						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
3						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
4						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
5						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
6						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
7						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
8						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
9						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
10						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他

第14号様式

避難所入所記録簿

(市民用)

高松市

番号	入所 年月日	氏名 生年月日	現住所	男女別	世帯主 との 続柄	職業 在学 学校 学年	摘要
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

第13号様式

避難者力一下

地 /

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

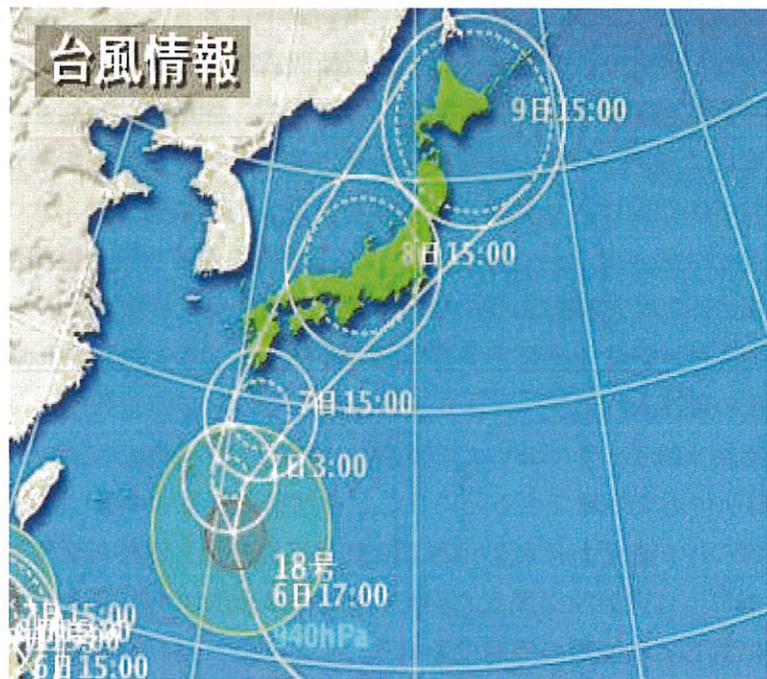
住所：市				地区名	
氏名	性別	続柄	年齢	入所日	事務所記入欄（退所日等）

# 太田南地区避難所運営計画

【初期対応発災～3日太田南コミュニティセンター用】

太田南地区災害時指定市職員

役割（所属）	氏名	住所	連絡先	担当等



太田南地区コミュニティ協議会

## 1、避難所の開設

気象情報、災害予想情報等を総合的に勘案した場合、または災害に備えた住民から自主避難の申し出があった場合、広域避難場所である太田コミュニティセンターを開放する

### (1) 開設者（施設の開設者）

市職員もしくは施設職員（別紙避難所別開設者）

### (2) 避難所建物及び周辺区域の応急危険度判定

- 応急危険度判定士、施設管理者、避難者代表等により建物が危険でないか点検する。
- 火災、土砂災害等の二次災害の恐れがある場合は防止措置の実施。
- 危険箇所、立ち入り禁止箇所には張り紙、ロープ等で明示。
- ライフライン（電気・ガス・水道・井戸）の使用可否の点検と使用可否を決定する。
- 設備（電話、放送設備、トイレ等）等の使用可否を確認する。

### (3) 開設準備

- 避難者に対して当面の運営協力を呼びかけ、できるだけ協力者を募る。  
避難者の中から対応可能なものを数名、避難所暫定運営委員になってもらう。
- 門、施設扉付近に避難所表示看板を設置する。
- 受付を設置し、避難者受付簿を準備する。（各避難所にある受付表を使用する）  
避難者の中から対応可能なものを受付として数名選出し、交代制とする。
- 避難所開設の報告、コミュニティセンター（865-9947）もしくは市災害対策本部（839-2295）へ避難所開設の報告をする。
- 受け入れ可能室等受け入れ可能施設の把握。開放は体育館を優先しその他の開放は状況によるが、学校の早期再開も考え、やたらに開放室を増やさない。
- おおまかな受け入れ体制、配置等を決定しておく。
- コミュニティセンター等に備蓄してる地域の備蓄物資を確認する。備蓄物資が乏しい場合もしくは運搬困難の場合は調達可能先等を手配する。
- 最も見やすいところに伝言板、連絡事項の衆知のための情報版を設置する。

### (4) 避難者の受け入れ

- 生活用水はペットボトルの水主体、食べ物は弁当等の支給、トイレ、排泄は何とか避難所付近で処理できるということを前提に避難者の受け入れが可能。
- 避難者の中からそれぞれの地区ごとに数名選出し、途中経路等の安全確認後それぞれの地域ごとに避難所が開設されていることを周知する。避難所の利用を希望する要援護者に対しては避難の手助けをする。
- 自家用車等車は原則乗り入れ禁止とする。
- 受付時、原則として世帯単位で受付を行い、出来るだけ早い段階で避難者名簿の作成を心がけ、不審者等関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 早いもの勝ちではなく、後に居住者スペース等の変更の了解を取っておく。
- 居住スペース（3㎡/一人）、トイレ、女性用更衣室の順にスペースを確保していく。

- ペットは原則として居住スペースに立ち入らせない。飼育者が責任をもって対処できるペットに対しては校庭内の専用部で飼育者を明示したうえでつないで飼育する。
- 貴重品等は避難者自身が身につけておく。
- 避難所は多くの人が入り出すため、手洗い、うがいを励行し感染症の予防を徹底。
- 観光客等地域内に居住していない避難者は食料の配布等地域の避難者とは一線を引く条件でのみ受け入れ、地域の避難者と分けてまとめて編成する。

## 2、避難所の運営

### (1) 運営主体者

- 原則として避難所の運営は当該施設に避難している避難者自身があたる。
- 初期対応期間（発災～3日程度）に班編成等のコミュニティ組織作りを想定する。
- 一定のルール作りと組織作りを併行して行う。
- 地域性、他機関との折衝能力等を考慮し、公平な役割分担とする。

### (2) 運営組織の構成と役割

- 出来るだけ多くの避難者に運営組織の役割を担ってもらい、役割分担の公平を期す。
- 男性、女性の区別無く役割分担を交代性にし、多くの人に経験してもらう。
- 過去の経験、現役の職業等貴重な経験を有効に活かしてもらうシステム作りをする
- 避難者は発災直後のため平常時に比べ興奮状態にあるため、不平、不満を抱えている人が多い。女性や子供に対して積極的に声かけ等をおこない、悩みやストレスを早い段階で解消できるような班構成、コミュニティ組織作りを目指す。
- 1日2回程度（朝・夕）運営会議を開き、連絡事項の確認、問題点等を協議する。

## 3、次期避難所運営計画（4日以降～1ヶ月）への対応

初期対応時に次期の本格的な避難所運営について検討しておく

### (1) 本格的な避難所の運営

- 初期対応時において検討していた運営主体者を中心とした運営組織を立ち上げる。
- 運営組織が有効的に活動できるように常に組織等の見直し、改善を図っていく。
- ルール等についても改善の余地がある場合は見直していく。
- 当分の間、1日2回の運営会議を継続し、避難所コミュニティ組織の維持を図る。

### (2) 避難所生活の見直し

- ある程度避難所生活が長期化することを念頭に衣・食・住を見直す。
- ペットボトルの水以外の生活用水の確保に努める。
- 洗濯場、洗い場等を避難所近くに求める。
- 炊き出しの準備、炊き出しについては女性のみならず男性も積極的に参加。
- ある程度のプライベートスペースを保つため避難所の間仕切りを本格的に実施。
- トイレ、衛生設備を増やす。
- 女性用更衣室等を増やす。
- 外部機関等の情報を積極的に活用し、避難所のための生活にならないような配慮。

【鍵の所有者リスト】

太田南コミュニティセンター（開設者）

氏名	所属・役職名等	連絡先

【避難所建物の応急危険度判定者】

太田南コミュニティセンター

役職名等・順位	氏名	所属・役職等	連絡先等

【付近の医療機関等】

名称	所在地	電話番号

# 太田南地区避難所運営計画

## 【発災3日～1カ月太田南コミュニティセンター用】

### 1、避難所内の見直し

避難者の増減など、状況の変化により、避難場所の移動等が必要な場合は、避難者の了解を得て、部屋の統廃合など避難場所の移動を行う。学校再開等避難場所の事情等も考慮し、施設監理者とも協議する。

### 2、避難所運営組織を立ち上げる

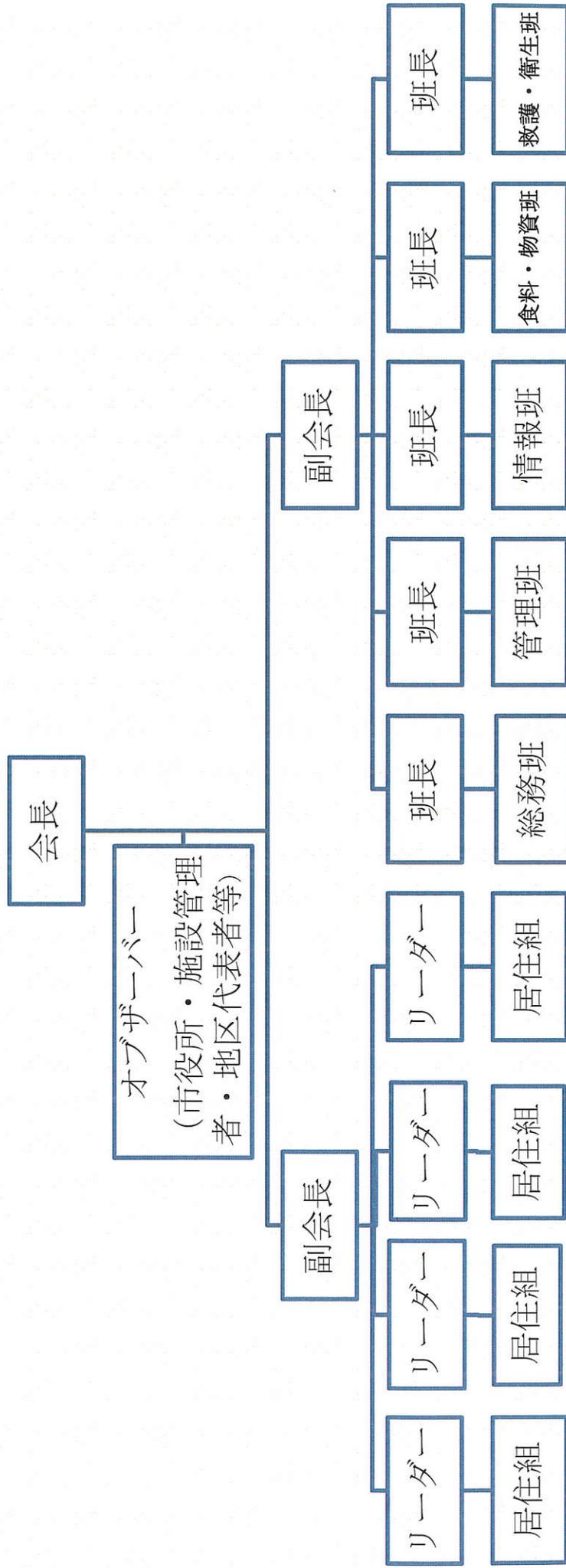
避難所運営組織は避難者自らが運営主体になるよう避難者を中心に構成する。市職員、施設管理者、地区代表者等はオブザーバーとして参加する。

### 3、居住組の代表選出、各活動班の設置

- 各居住組ごとにグループリーダーを選出する。グループリーダーは交替制とし、負担が個人に偏らないように配慮する。
- 各居住組から各活動班への代表者を選出し、活動班活動を展開していく。活動班活動内容は避難所の実体にあった内容とする。活動班長も交替制とし、できるだけ負担を居住者同士で分かち合う。

### 4、運営組織の立ち上げ

- 当該施設避難者を中心に会長、副会長を選出する。協議内容によってはオブザーバーも選出委員に加わってもらう。
- 会長・副会長等が避難者の中から選出できない場合は暫定的に地域の代表者等から選出することができる。暫定的に代表者になった会長等は速やかに当該施設避難者から代表者を選出するよう努力する。
- グループリーダー、班長等が会長、副会長に選出された場合は代替者を置く。
- 活動状況と組織の実態があわない等不具合が生じた場合は組織等の見直しを行う。



### 3、各活動班の役割

#### (1) 総務班の役割

##### ●コミュニティセンターとの調整

各地域の状況把握及び市災害対策本部（水防本部）との連絡調整に努めているコミュニティセンターとの連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行う。

##### ●地域との連携

在宅避難者等地域住民の被災窓口となり、情報、食料等の提供をする。避難所運営における地域の協力連携体制の窓口となる。

##### ●避難所の記録

避難所内の情報を記録として一本化し、避難所運営会議の内容や避難所の出来事を記録に残す。

##### ●避難所運営会議の事務局

避難所運営会議の事務局を担います。

##### ●災害ボランティア等の受け入れ

コミュニティセンターを通じて市災害対策本部（水防本部）に災害ボランティア等の派遣を要請し、必要に応じてボランティア支援を受けます。ただし避難所の効率的運営を心掛け、過度にボランティア等に頼らない。

#### (2) 管理班の役割

##### ●避難者（避難所）の受付

避難者等を受付し、所定の避難スペースに案内する。地域以外の避難者等においては状況に応じて対応する。

##### ●避難者名簿の作成、管理

避難者に避難者カード（別紙）を配布し、記入を依頼し、回収する。回収した名簿を集計し、日ごとの入所、退所状況等をまとめる。

##### ●安否確認等問い合わせへの対応

安否確認については作成した名簿に基づき、迅速に対応し、来訪者（部外者）には、避難者のプライバシーと安全を守るため、受付業務を管理班に一本化し、部外者の避難所への立ち入りを禁止する。

##### ●電話等への対応

電話番号を当番制等で指名し、安否確認の問い合わせ等に対処する。問い合わせに対しては、作成名簿に基づき迅速に対応する。避難者への電話の直接取次は行わず、伝言を避難者に伝える。

##### ●伝言板の設置、利用

情報伝達手段、伝言の伝達手段として伝言板を設置する。避難者からの要望事項についても伝言板も利用する。

##### ●取材等外部来客者への対応

基本的には取材等外部への対応は避難所の代表者が対応する。対応するかどうかは運営会議で決定する。

##### ●避難所の安全確保

余震等による2次災害を防ぐため、施設の安全確認と危険箇所への立ち入り禁止等の措置を講ずる。判断に専門性が必要な場合は市災害対策本部等に専門家の派遣を要請する。

##### ●防火・防犯管理

治安の悪化を防ぐため及び火災の危険性を除去するため避難所内外に防犯・防火を呼びかける。避難所内への部外者の出入りを制限する。火気の取り扱い場所を制限し、火気を取り扱う場所には消火器、消火バケツを設置する。

##### ●避難所内必要施設の補充・整備

最低限必要な補充設備等を整備する

#### ●避難所のプライバシー対策

女性や高齢者、子供等に配慮し、できる限り、プライバシーの確保に努める。

### (3) 情報班の役割

#### ●情報収集

通信手段が断たれても正確な情報を避難者に伝達できるよう、自ら行政機関へ出向いたり、他の避難所と連携を取りながら正確な情報収集に努める。各種マスコミ等から情報を得ることに努める。

#### ●情報発信

避難所の状況を正確かつ迅速に市災害対策本部（水防本部）等に伝達する。避難所以外の被災者が自由に情報を得ることができるように、避難所内に掲示している内容と同じものを外部の人でも見ることが出来る場所に「広報掲示板」等を設置し、地域の情報拠点としても機能するような情報発信を心掛ける。

#### ●情報伝達

避難者や在宅被災者に正確で漏れのない情報等を伝える。避難者個人への情報伝達はプライバシーの保護に気を付ける。

### (4) 食料・物資班の役割

#### ●食料・物資の調達

必要な食料・物資をコミュニティセンターを通じて市災害対策本部に報告する。市災害対策本部（水防本部）からの支援が不足する場合は独自の入手方法等を試みる。

#### ●食料・物資の受入れ

市災害対策本部（水防本部）等から届く食料・物資の避難所内への搬入を行う。大量の食料・物資の搬入が予想されるため、当番制等により、できるだけ多くの人員により効率よく避難所に食料・物資を搬入する。

#### ●食料の管理・配布

食料の在庫等を常に把握し、計画的に配布する。

#### ●物資の管理・配布

物資の在庫や状態を常に把握し、できる限り迅速に避難者のニーズに対応する。不足品、不足しそうな物資については先手、先手でコミュニティセンターを通じて市災害対策本部（水防本部）等に働きかける。

#### ●炊き出し

調理施設、防火対策、材料の確保、炊き出し人員の確保等諸条件が整った場合には避難者全員で協力して、炊き出しを実施し、少しでも健康な食生活ができるように努力する。

### (5) 救護・衛生班の役割

#### ●近隣の救護所や医療機関の開設状況の把握

避難所に救護所が開設できるよう、避難者の中に医師や看護師等の有資格者がいる場合には協力を要請する。また被災し、開設できない医療機関等とも連携し、小規模でも良いから避難所内外に救護所を設置する。救護所が開設されない場合は、地域内若しくは近隣の救護所の開設状況を把握し、緊急の場合に備える。できれば避難所への緊急時の往診等を依頼する。

#### ●医務室の開設

避難者の中に、医師や看護師等の有資格者がいる場合には協力を要請し、有資格者がいない場合は近隣の医療機関等へ応援要請し、避難所内に医務室を開設する。急病人対策や地域の医療拠点として活動する。

#### ●医薬品の種類や数量の把握

医務室等の避難所内にある医薬品の種類や数量について把握し、管理します。必要最低限の医薬品については、食料・物資班と連絡を取りながら常備するよう手配する。

●疾病者の把握

避難者のうち、持病等のある人など医療を必要とする可能性が高い人については、氏名・年齢・病名・使用している薬・かかりつけの医師等について本人の了解をとり把握しておく。把握した情報の管理には十分気を付けること。

●ゴミの処理

避難所敷地内の屋外で比較的好条件にある場所を選定し、ゴミ集積場を設置する。ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保つ。ゴミの収集が滞りやむをえない場合には施設管理者等の了解を得て焼却処分する。

●入浴に関すること

避難所内に仮設風呂、シャワーが設置されない場合はもらい湯を奨励する。避難場内に仮設風呂・シャワーが設置された場合は規則正しく使用するようルールづくりをする。当番を決めて交代で清掃を実施する。

●トイレに関すること

施設内のトイレが使用可能かどうか早急に調査し、使用不可能な場合はトイレ使用禁止とし、張り紙等で避難者に知らせる。既設トイレが使用できない場合は、速やかにコミュニティセンターを通じて市災害対策本部(水防本部)に連絡し、仮設トイレの確保に努める。できるだけ水を使用しないで排泄処理を行う方法を考える。トイレの清掃・消毒を定期的に行い、衛生管理に注意したトイレ使用を心掛ける。

●掃除に関すること

避難者全員で、避難所内の掃除を行う。共用部分は居住組単位に交代で掃除を行い、居室部分の掃除は毎日1回の掃除時間を設け、実施する。

●衛生管理の徹底

疾病を予防し、風邪などの感染症の予防のため、「手洗い」の徹底、「消毒液」置き場の設置、食器の「使い捨て」等を中心に衛生管理を徹底さす。

●ペットの飼育

原則として避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止とする。敷地内の屋外に飼い主が責任をもって飼育する。名札等をつけ飼い主の所在を明確にする。

●生活水の確保

避難所内で使用する水は原則として次表の例のようにする。ペットボトルの水はできるだけ冷暗所に保管し、開栓後は長く保存しないようにする。「手洗い・洗顔等用」として使用した水は、トイレ用水として再利用を心掛ける。

〈用途別の生活水の使用例〉

用途 水の種類	飲料用・調理用	手洗い・洗顔 歯磨き・食器洗い	風呂用・洗濯用	トイレ用
飲料水 (ペットボトル)	◎	○		
給水車の水	○	◎	○	○
ろ過水	△	◎	○	○
プール・河川の水・雨水	×	×	×	◎

(凡例)

◎：最適な使用方法 ○：使用可 △：やむを得ない場合のみ使用可 ×：使用不可

# 太田南地区避難所運営計画

## 【発災1カ月～3カ月太田南コミュニティセンター用】

### 1、避難所運営方法の見直し

ライフラインの復旧等に伴い、避難者が減少するとともに公共施設の再開に向けて、避難所としての利用スペースが縮小してくる。可能であれば避難所の撤収に向けての準備を進める。

#### (1) 活動班の再編成

- 避難者の減少、避難所の縮小等状況の変化に応じ、活動班等の再編成を行う。

#### (2) 避難所内での場所の移動

- 避難者の減少や公共施設の再開など、状況の変化に応じ避難者の了解を得て、居住スペースの統廃合など避難場所の移動を行う。

#### (3) 避難所閉鎖に向けた避難者の合意形成

- 周辺環境の整備状況等の情報に注目しながら、高松市市災害対策本部（水防本部）の指示を受けたうえで、避難所閉鎖に向けて、避難者の合意形成を図る。施設の利用状況に応じて他施設等への移動も避難者に了解してもらおう。施設管理者と相談しながら避難所閉鎖に向けての準備を進める。

#### (4) 避難所閉鎖に向けての解散準備等

- 避難所の閉鎖方針が決定されたら、避難所の撤収を円滑に進めるための段取りを決める。災害ボランティア等の活動も縮小し、マンパワーも不足がちな傾向になりがちなので、周辺地域（自主防災組織等）からの応援を要請する。

#### (5) 避難所の撤収

- 避難所運營業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に係る記録、台帳等を市災害対策本部（水防本部）に引き継ぐ。また、使用した施設をできる限り、元に戻し、清掃をした上で、避難所を撤収する。可能な限り当避難所を利用した避難者には撤収作業を手伝ってやってもらう。





第16号様式

物品供給要請書

No. \_\_\_\_\_

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

要請日	品名	単位	数量	扱者	備考
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					

(注) 1 避難所では控をとり、通し番号にする。

(注) 2 扱者欄は、集積所では発送者が、避難所では控に受取者が記入。

集積所

班長	受付者

避難所

班長	担当者

TEL  
FAX

TEL  
FAX

避難所入所記録簿

(市民外用)

高松市

番号	入所 年月日	氏名 生年月日	本籍地 現住所	男女別	職業 および 勤務先	摘要
1						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
2						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
3						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
4						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
5						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
6						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
7						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
8						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
9						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
10						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他

避難所入所記録簿

(市民用)

高松市

番号	入所 年月日	氏名 生年月日	現住所	男女別	世帯主 との 続柄	職業 在 学校 学年	摘要
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

